

**平成22年度診療報酬改定の概要**  
**【 医 科 】**

**近 畿 厚 生 局**

# 平成22年度診療報酬改定の概要

全体改定率 +0.19% (約700億円)

⇒ **10年ぶりのネットプラス改定**

診療報酬(本体) +1.55% (約5,700億円)

医科 +1.74%  
(約4,800億円)

入院 +3.03%  
(約4,400億円)  
外来 +0.31%  
(約400億円)

**急性期入院医療に概ね4000億円を配分**

歯科 +2.09% (約600億円)

調剤 +0.52% (約300億円)

薬価等 ▲1.36% (約5,000億円)

## 社会保障審議会の「基本方針」

### 1. 重点課題

- ・ **救急、産科、小児、外科等の医療の再建**
- ・ 病院勤務医の負担軽減

### 2. 4つの視点

充実が求められる領域の評価 など

### 3. 後期高齢者という年齢に着目した診療報酬体系の廃止

## 重点課題への対応

- ・ 救命救急センター、二次救急医療機関の評価
- ・ ハイリスク妊産婦管理の充実、ハイリスク新生児に対する集中治療の評価
- ・ 手術料の引き上げ、小児に対する手術評価の引き上げ
- ・ 医師事務作業補助体制加算の評価の充実、多職種からなるチーム医療の評価

## 4つの視点(充実が求められる領域の評価、患者から見てわかりやすい医療の実現など)

- ・ がん医療・認知症医療・感染症対策・肝炎対策の推進、明細書の無料発行 など

## 後期高齢者医療の診療報酬について

- ・ 75歳という年齢に着目した診療報酬体系の廃止

# 重点課題

## 重点課題1 救急、産科、小児、外科等の医療の再建

- 1 地域連携による救急患者の受入れの推進
- 2 小児や妊産婦を含めた救急患者を受け入れる医療機関に対する評価及び新生児等の救急搬送を担う医師の活動の評価
- 3 急性期後の受け皿としての後方病床・在宅療養の機能強化
- 4 手術の適正評価

## 重点課題2 病院勤務医の負担の軽減(医療従事者の増員に努める医療機関への支援)

- 1 入院医療の充実を図る観点からの評価
- 2 医師の業務そのものを減少させる取組に対する評価
- 3 地域の医療機関の連携に対する評価
- 4 医療・介護関係職種との連携に対する評価

# 4つの視点

## I 充実が求められる領域を適切に評価していく視点

がん医療の推進、認知症医療の推進、感染症対策、肝炎対策、精神科入院医療。手術以外の技術料の適正評価、イノベーションの適切な評価

## II 患者からみて分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を実現する視点

医療の透明化、診療報酬を患者に分かりやすくすることに対する評価、医療安全対策、患者一人一人の心身の特性や生活の質に配慮した医療の実現、疾病の重症化予防

## III 医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点

質が高く効率的な急性期入院医療等、回復期リハビリテーション等の推進、在宅医療、訪問看護、介護関係者を含めた多職種間の連携

## IV 効率化余地があると思われる領域を適正化する視点

後発医薬品の使用促進、市場実勢価格等を踏まえた医薬品・医療材料・検査の適正評価、相対的に治療効果が低くなった技術等の適正な評価

# I 充実が求められる領域を適切に評価していく視点

1 がん医療の推進について

2 認知症医療の推進について

3 感染症対策の推進について

4 肝炎対策の推進について

5 質の高い精神科入院医療等の推進について

6 歯科医療の充実について

7 手術以外の医療技術の適正評価について

8 イノベーションの適切な評価について

## Ⅱ 患者からみて分かりやすく納得でき、安心・安全で、 生活の質にも配慮した医療を実現する視点

1 医療の透明化に対する評価について

2 診療報酬を患者等に分かりやすいものとする  
ことに対する評価について

3 医療安全対策の推進について

4 患者一人一人の心身の特性や生活の質に配  
慮した医療の実現に対する評価について

5 疾病の重症化予防について

### Ⅲ 医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点

1 質が高く効率的な急性期入院医療等の推進について

2 回復期リハビリテーション等の推進について

3 在宅医療の推進について

4 訪問看護の推進について

5 在宅歯科医療の推進について

6 介護関係者を含めた多職種間の連携の評価について

7 調剤報酬について

## IV 効率化余地があると思われる領域を適正化する視点

1 後発医薬品の使用促進について

2 市場実勢価格等を踏まえた医薬品・医療材料・検査の適正評価について

3 相対的に治療効果が低くなった技術等の適正な評価について



# 救急医療の評価の充実について①

## 救急入院医療の評価1

- 充実段階評価の高い救命救急センターの評価の引き上げ  
救命救急入院料（加算）

充実段階A 500点 → 1,000点

⑨ 充実段階B 500点

- 救命救急センター及びICUにおいて、広範囲熱傷患者を含め、様々な救急患者の受入れを円滑に行うために広範囲熱傷治療室管理料を特定集中治療室及び救命救急入院料に組み入れる。

### 特定集中治療室管理料

広範囲熱傷の場合 7,890点

### 救命救急入院料

広範囲熱傷の場合 7,890点

☆ 包括されていた創傷処置を出来高算定可能とする

# 救急医療の評価の充実について②

## 救急入院医療の評価2

- 救急や手術後の患者等に高度かつ手厚い急性期医療を提供する病床の評価の引き上げ

### ハイケアユニット入院医療管理料

3,700点 → 4,500点

- [施設基準]
- ① 救命救急入院料又は特定集中治療室管理料に係る届出を行った医療機関 → (削除)
  - ② 平均在院日数 17日以内 → 19日以内

- 救急搬送受入の中心を担う二次救急医療機関の評価の引き上げ

<u>救急医療管理加算</u>	<u>600点</u>	→	<u>800点</u>
<u>乳幼児救急医療管理加算</u>	<u>150点</u>	→	<u>200点</u>

# 救急医療の評価の充実について③

## 救急搬送患者の受入の評価

- 地域における救急医療の中核を担う医療機関が、地域の連携によってその機能を十分に発揮できるように、緊急入院した患者について、早期転院支援の評価を新設

**⑧ 救急搬送患者地域連携紹介加算 500点**

**⑨ 救急搬送患者地域連携受入加算 1,000点**

[算定要件]

三次又は二次救急医療機関に緊急入院した患者が5日以内に他の医療機関に転院した場合に算定する。

[施設基準]

救急搬送患者地域連携紹介加算

- ① 救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理加算又は脳卒中ケアユニット入院医療管理加算を算定していること。
- ② 受入医療機関とあらかじめ連携していること。

救急搬送患者地域連携受入加算

紹介元医療機関とあらかじめ連携していること。

# 救急医療の評価の充実について④

## 初期救急の評価

- 地域の開業医等との連携により、多数の救急患者を夜間・休日に受け入れるための救急体制の評価の新設

### ① 地域連携夜間・休日診療料 100点

[対象患者] 全年齢の救急患者

[施設基準] ① 診療時間帯において、医師2名以上の診療体制

② 末梢血液一般検査及びエックス線撮影を含む必要な診療が出来ること

- 小児救急外来の評価の引き上げと多数の救急外来受診者に対するトリアージの評価の新設

地域連携小児夜間・休日診療料1 350点 → 400点

地域連携小児夜間・休日診療料2 500点 → 550点

### ② 院内トリアージ加算 30点

来院後すみやかにトリアージを行い、一定時間後に再評価を行うこと。

[施設基準] 院内トリアージの実施基準を定め、その実施について院内掲示等患者に周知していること。

# 産科・小児医療の評価の充実について①

## ハイリスク妊産婦管理の充実・拡大

- 合併症等によりリスクの高い分娩を行う妊産婦の入院についての評価の引き上げ及び対象疾患の拡大

ハイリスク分娩管理加算 2,000点 → 3,000点(1日につき)

[対象患者] 新たに多胎妊娠、子宮内胎児発育遅延を対象疾患に追加

☆ハイリスク妊娠管理加算についても同様の対象疾患の拡大

- 妊産婦緊急搬送入院加算の評価の引き上げと、妊娠以外の疾病で妊産婦が搬送された場合も算定できることとする。

妊産婦緊急搬送入院加算 5,000点 → 7,000点(入院初日)

## 小児急性期集中治療の評価

- 小児救急患者に対して、超急性期の救命医療とそれに続く急性期の専門的集中治療の評価

◎ 救命救急入院料 小児加算 5,000点(入院初日)

◎ 特定集中治療室管理料 小児加算1,500点(7日以内)  
1,000点(8~14日)

# 産科・小児医療の評価の充実について②

## 小児急性期救急医療の評価

- 地域の小児救急医療の中核的役割を果たす医療機関についてよりきめ細かな評価を行う。また特定機能病院においても算定可とする

【現行】

小児入院医療管理料

【改定後】

(常勤小児科医20人以上)	4,500点	(常勤小児科医20人以上)	4,500点
		<b>新</b> (常勤小児科医9人以上)	<b>4,000点</b>
(常勤小児科医5人以上)	3,600点	(常勤小児科医5人以上)	3,600点
(常勤小児科医3人以上)	3,000点	(常勤小児科医3人以上)	3,000点
(常勤小児科医1人以上)	2,100点	(常勤小児科医1人以上)	2,100点

[施設基準](新規・追加要件のみ)

- |                |   |  |
|----------------|---|--|
| 小児入院<br>医療管理料1 | { | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料又は新生児集中治療室管理料を届出していること</li> <li>② 年間の小児緊急入院患者数 800件以上</li> <li>③ 勤務医負担軽減及び処遇の改善に資する体制の整備</li> </ul> |
| 小児入院<br>医療管理料2 | { | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 小児救急医療を24時間365日提供していること</li> <li>② 勤務医負担軽減及び処遇の改善に資する体制の整備</li> </ul>   |

# 産科・小児医療の評価の充実について③

## 新生児集中治療・救急医療の評価

- ハイリスク新生児に係る集中治療の評価の引き上げ

### 新生児特定集中治療室管理料

8,500点→10,000点(1日につき)

- 地域における小規模のNICUの評価の新設

### ① 新生児特定集中治療室管理料2 6,000点(1日につき)

- [施設基準]
- ① 専任の医師が常時、当該医療機関に勤務していること。
  - ② 看護配置、専用施設等は新生児特定集中治療室管理料1に同じ。



- 医療機関の連携によりハイリスク児の円滑な受入を推進するため、新生児及び乳幼児の救急搬送の評価

救急搬送診療料 ① 新生児加算 1,000点

乳幼児加算 150点 → 500点



# 産科・小児医療の評価の充実について④

## NICU入院患者等の後方病床の充実

- NICUからハイリスク児を直接受け入れる後方病床のうち新生児治療回復室(GCU)について評価区分の新設

### **新** 新生児治療回復室入院医療管理料 5,400点(1日につき)

[対象患者] 高度の先天奇形、低体温等の状態

[施設基準] ① NICUを有していること ② 常時6対1以上の看護配置

② 専任の小児科医が常時、当該医療機関内にいること

- NICU入院患者等に係る退院調整加算の新設、及び障害者施設等においてNICU退院患者の受入れの評価の新設

### **新** 新生児特定集中治療室退院調整加算 300点(退院時1回)

専従の看護師又は社会福祉士(施設基準:いずれかが1名以上)がNICU入室児又は退室後の患児の退院調整を行った場合に、退院時に算定

### **新** 重症児(者)受入連携加算 1,300点(入院初日)

NICU退室後の患児を障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料又は特殊疾患病棟入院料を算定する病床で受入れた場合に算定

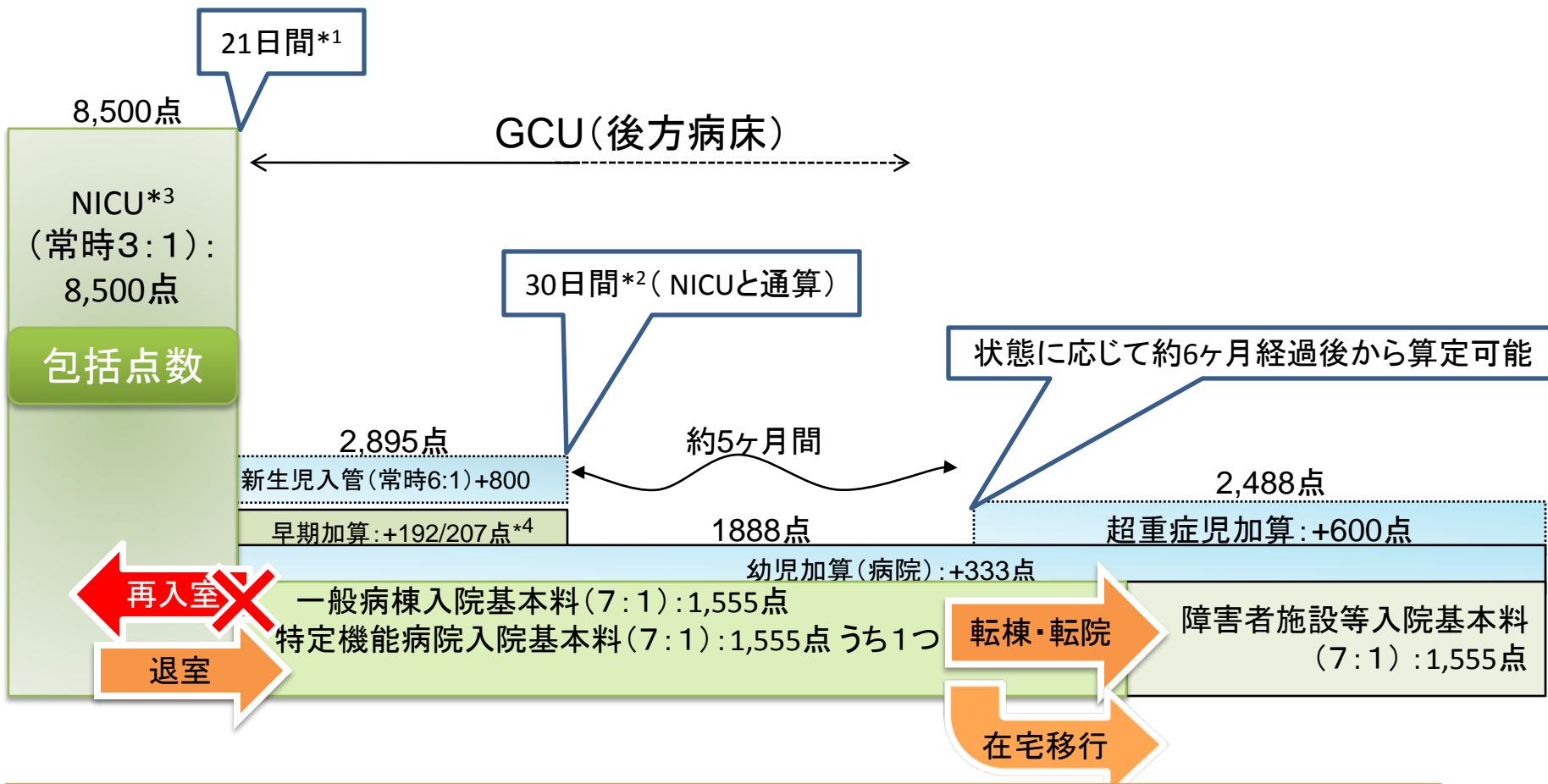


# 産科・小児医療の評価の充実について⑤

## きめ細かな要件緩和

- NICUの満床時の緊急受入れのために一時的に定員超過入院となる場合に、超過病床についても**新生児特定集中治療室管理料**の算定を認める。  
[要件] ① 満床時の緊急受入等、一時的にやむを得ず当該基準を満たすことが困難である場合は、助産師又は看護師の数が常時4対1以上を超えない範囲で、24時間以内に常時3対1以上に調整すること。  
② 超過病床数は2床までとすること。
- 一度NICUから退室した患児について、**症状増悪等により再入室**した場合も**新生児特定集中治療室管理料**を再度算定できるとする。ただし、前回の入室期間と通算して算定日数を計算する。
- **超重症児(者)・準超重症児(者)入院診療加算**について、人工呼吸器等の医学管理が必要な状況が**新生児期から継続**する場合は6ヶ月以上状態が継続していなくても算定可能とする。

# NICU入院後の診療報酬点数の推移 <小児入院医療管理料を算定しない場合>



## 経過

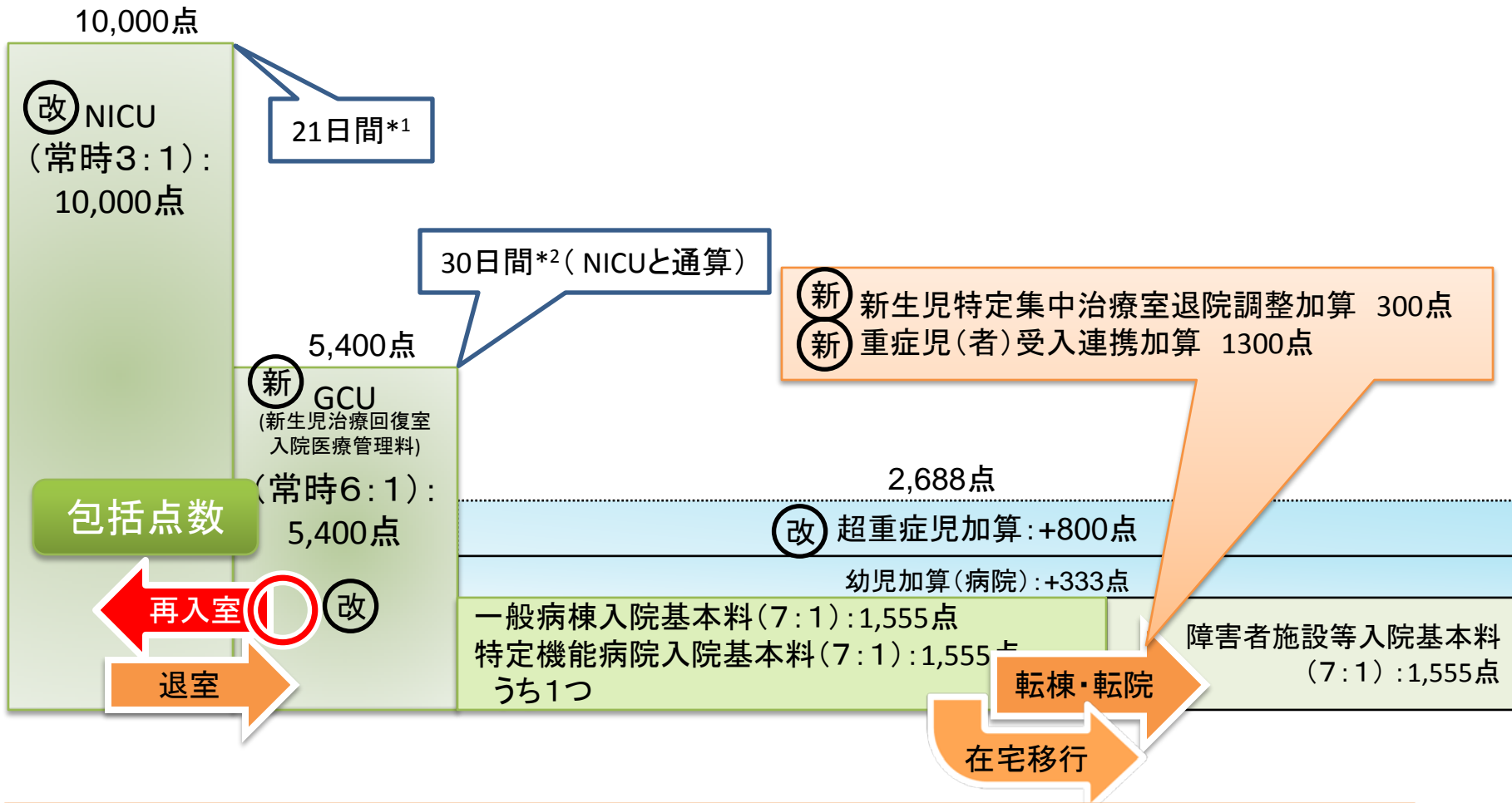
入院料の後の()内は診療報酬上の看護配置を記載

\*1 体重により最大90日まで \*2 体重により最大120日まで \*3 1回の入院中にNICUへの再入院はできない

\*4 入院から15日以上30日以内において一般入院基本料は192点、特定機能病院入院基本料は207点の加算がつく

改定後

# NICU入院後の診療報酬点数の推移 ＜小児入院医療管理料を算定しない場合＞



入院料の後の()内は診療報酬上の看護配置を記載

\*1 体重により最大90日まで \*2 体重により最大120日まで

# 外保連試案を活用した手術料の引き上げ(1)

## 基本的な考え方

- 我が国の外科手術の成績は国際的に高い水準にあるが、多くの診療科と比較して負担が増加していることもあり、外科医数は減少傾向にある。我が国における手術の技術水準を確保するため、手術料の引き上げを行う。
- 評価に当たっては、精緻化が進んでいる「外保連試案」を活用する。

## 具体的な内容

- 主として病院で実施している難易度が高く人手を要する手術について、現行点数を30%から50%増とすることを目安とし、  
**約1,800項目のうちの約半数程度を増点**

# 外保連試算を活用した手術料の引き上げ(2)

## 増点となった手術の例(50%増)

手術名	現行	改定後
肝切除術 拡大葉切除	64,700点	97,050点
胸腔鏡下肺切除術	37,500点	56,250点
大動脈瘤切除術 胸腹部大動脈	111,000点	166,500点
経鼻的下垂体腫瘍摘出術	55,800点	83,700点
子宮悪性腫瘍手術	39,000点	58,500点
膀胱悪性腫瘍手術 全摘(回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの)	65,600点	98,400点
喉頭,下咽頭悪性腫瘍手術(頸部,胸部,腹部等の操作による再建を含む)	63,300点	94,950点
関節形成手術 肩,股,膝	26,500点	39,750点
動脈(皮)弁術,筋(皮)弁術	21,900点	32,850点
緑内障手術 流出路再建術	14,200点	21,300点

# 外保連試案を活用した手術料の引き上げ(3)

## 増点となった手術の例(30%増)

手術名	現行	改定後
腹腔鏡下虫垂切除術 虫垂周囲膿瘍を伴うもの	10,880点	14,140点
内視鏡的胆道ステント留置術	6,830点	8,880点
埋込型除細動器移植術	13,100点	17,030点
定位的脳内血腫除去術	12,200点	15,860点
子宮附属器腫瘍摘出術(両側) 腹腔鏡	19,600点	25,480点
腎部分切除術	19,300点	25,090点
喉頭悪性腫瘍手術 全摘	30,900点	40,170点
耳下腺腫瘍摘出術 耳下腺深葉摘出術	18,400点	23,920点
人工関節置換術 肩, 股, 膝	22,300点	28,990点
硝子体置換術	4,080点	5,300点

# 小児に対する手術評価の引き上げ

## 具体的な内容

- 3歳未満の小児に係る手術に加え、3歳以上6歳未満の小児についても**乳幼児加算**の対象とする

【現行】

1500g未満の児(※)	400/100加算
新生児(※)	300/100加算
3歳未満	100/100加算
3歳以上6歳未満	加算なし



【改定後】

1500g未満の児(※)	400/100加算
新生児(※)	300/100加算
3歳未満	100/100加算
3歳以上6歳未満	<b>50/100加算</b>

(※) 第10部手術の通則7に掲げる手術に限る

# 新規医療技術の保険導入

## 具体的な内容

- 先進医療専門家会議及び医療技術評価分科会における検討結果を踏まえ、約80項目の新規手術の保険導入を行った。

例)

腹腔鏡下肝切除術	部分切除	50,600点
	外側区域切除	62,100点
膀胱水圧拡張術		5,500点
肝門部胆管悪性腫瘍手術	血行再建あり	121,050点
	血行再建なし	97,050点
関節鏡下肩腱板断裂手術		27,040点



# 急性期の入院医療の評価

## 早期の入院医療の評価

- 一般病棟入院基本料において入院早期の加算を引き上げる  
14日以内の期間の加算      428点 → 450点(1日につき)

## 急性期の医療機関における入院患者の看護必要度の評価

- 一般病棟入院基本料等(10対1入院基本料)の届出医療機関において、患者の重症度・看護必要度を継続的に測定し、評価を行っていることを評価

⑨ 新 一般病棟看護必要度評価加算      5点(1日につき)



### 一般病棟用の重症度・看護必要度に係る評価票

A モニタリング及び処置等	B 患者の状況等
1 創傷処置	1 寝返り
2 血圧測定	2 起き上がり
3 時間尿測定	3 座位保持
4 呼吸ケア	4 移乗
5 点滴ライン同時3本以上	5 口腔清潔
6 心電図モニター	6 食事摂取
7 シリンジポンプの使用	7 衣服の着脱
8 輸血や血液製剤の使用	
9 専門的な治療・処置	

# 特別入院基本料を算定するまでの激変緩和について

看護師不足によって月平均夜勤時間72時間以内の要件のみ満たせない場合、特別入院基本料を算定するまでの激変緩和措置を創設

7対1及び10対1特別入院基本料の新設(入院基本料の80%の点数設定)

- ① 一般病棟入院基本料 7対1 特別入院基本料 1,244点
- ② 一般病棟入院基本料 10対1 特別入院基本料 1,040点
- ③ 結核病棟入院基本料 7対1 特別入院基本料 1,158点
- ④ 結核病棟入院基本料 10対1 特別入院基本料 954点
- ⑤ 精神病棟入院基本料 10対1 特別入院基本料 992点

[施設基準]

一般病棟入院基本料7対1及び10対1入院基本料を算定している医療機関であって、夜勤を行う看護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が72時間以下の要件のみを満たせない医療機関

算定期間:3か月間(当該入院基本料を最後に算定した月から起算して1年以内は算定できない)

算定要件:毎月看護職員採用活動状況報告

当該点数算定期間中は、特定の看護職員に夜勤時間が偏重することがないように配慮すること。

# 一般病棟に長期に入院する患者について

後期高齢者特定入院基本料については廃止し、75歳以上に限定している対象年齢の要件を見直した特定入院基本料とする。また、入院料の減額の対象となる「特定患者」については、「退院支援状況報告書」を厚生局に提出すれば、それまで以前と同様、入院料の減額とはしない措置を設ける。

## 90日を超えて一般病棟に入院している患者に関する退院支援状況報告書

厚生(支)局長 殿

診療年月 平成 年 月 日

患者名	男・女	入院日	平成 年 月 日
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 ( ) 歳	退院日 (既に退院している場合)	平成 年 月 日
入院の契機となった傷病名	( ) ( ) ( )	治療を長期化させる原因となった傷病名	ア 脳卒中の後遺症 イ 認知症 ウ その他 ( )
入院前の状況 (当てはまるもの全てに○をつける)	一人暮らし・同居家族あり(両親・配偶者・子・その他)・施設等 同居していないが家族あり・その他( )		
治療の経過及び治療が長期化した理由			
日常的に行われている医療行為その他特記すべき病状等	ア 喀痰吸引 → 1日( )回 イ 経管栄養 → 手法: 胃ろう・鼻腔栄養 ウ 中心静脈栄養 エ 気管切開又は気管内挿管 オ 褥瘡に対する処置 → 褥瘡ができてからの期間( )日 カ その他の創傷処置 キ 酸素投与 ク その他( )		
現在の医学的な状態	安定・変動はあるが概ね安定・変動が大きい・全く安定していない 具体的内容:		
看護職員による看護提供の状況	ア 定時の観察のみで対応 イ 定時以外に1日1回~数回の観察および処遇が必要 ウ 頻回の観察および処遇が必要 エ 24時間観察および処遇が必要 理由( )		

退院支援を主に担う者 (当てはまるもの全てに○をつける)	ア 担当医 イ 退院支援専任の医師 ウ 病棟看護職員 エ 退院支援に専任の看護職員 オ 社会福祉士 カ その他( )	
退院に係る問題点、課題等	ア 患者の医学的状態が安定しない イ 医療的状態は安定しており退院が可能 a 退院の日程は決定しており、退院待ちの状態 b 退院先は決定しているが、退院の日程が決定していない ・自宅の受け入れ状況の調整中のため ・介護施設等に受け入れが決定しているが、日程が未定のため ・その他( )	
	c 退院先も退院日程も決定していない ・他の病院への転院が適切と考えられるが受け入れ先がない ・介護施設、福祉施設等への入所が適切と考えられるが受け入れ先がない ・退院に当たって導入する介護・福祉サービスの調整ができていない ・適切な退院先がわからない ・今後の療養に関する患者・家族の希望が決定していない ・今後の療養に関する本人の希望と家族の希望が一致しないため ・その他( )	
	退院へ向けた支援の概要	退院後に利用が予想される社会福祉サービス等
予想される退院先	イ 有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、グループホーム等の施設 ウ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護施設又は障害者施設 エ 療養病床等の長期療養型医療施設 オ その他( )	

(医療機関名)

(退院支援計画担当者)

印

# 看護補助者の配置の評価

急性期の入院医療においても、患者の高齢化等に伴い、看護補助業務の重要性が増している。病院勤務医の負担軽減の観点からも、医師が行っている業務の一部を看護職員が担いつつ、看護職員でなければできない業務に専念するため、看護補助者の配置を評価する。

## ⑧ 急性期看護補助体制加算（1日につき、14日を限度）

1 急性期看護補助体制加算1（50対1） 120点

2 急性期看護補助体制加算2（75対1） 80点

### [対象患者]

一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟）及び専門病棟入院基本料であって7対1入院基本料又は10対1入院基本料の届出病棟に入院している患者であること。

### [施設基準]

- (1) **総合周産期母子医療センター**又は年間の**緊急入院患者数が200名以上**の病院
- (2) 一般病棟用の重症度・看護必要度の基準を満たす患者の割合が7対1入院基本料においては**15%以上**、10対1入院基本料においては**10%以上**
- (3) 看護補助者に対し、急性期看護における適切な看護補助のあり方に関する院内研修会を行っている

# 栄養サポートチーム加算①

急性期の入院医療を行う一般病棟において、栄養障害を生じている患者又は栄養障害を生じるリスクの高い患者に対して、医師、看護師、薬剤師及び管理栄養士などからなるチームを編成し、栄養状態改善の取組が行われた場合の評価を新設する。

## **新** 栄養サポートチーム加算 **200点(週1回)**

[対象患者]

7対1入院基本料又は10対1入院基本料届出病棟に入院している栄養障害を有する者

[施設基準]

当該保険医療機関内に、専任の①～④により構成される栄養管理に係るチームが設置されていること。また、以下のうちのいずれか1人は専従であること。

- ① 栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤医師
- ② 栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤看護師
- ③ 栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤薬剤師
- ④ 栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤管理栄養士

上記のほか、歯科医師、歯科衛生士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、言語聴覚士が配置されていることが望ましい。

※ただし、常勤医師を除き、専任の職員については、平成23年3月31日までに研修を修了する見込みである旨を届け出ることにより。

# 栄養サポートチーム加算②

## [算定要件]

- ① 対象患者に対する栄養カンファレンスと回診の開催(週1回程度)
- ② 対象患者に関する栄養治療実施計画の策定とそれに基づくチーム診療
- ③ 1日当たりの算定患者数は、1チームにつき概ね **30人以内**とすること等

## [栄養管理の内容の例]

栄養管理法								
経口栄養	<input type="checkbox"/> 普通食 <input type="checkbox"/> 咀嚼困難食 <input type="checkbox"/> 嚥下障害食 (濃厚流動食・経腸栄養剤)	経腸栄養※2	<input type="checkbox"/> 経鼻 ( ) <input type="checkbox"/> 胃瘻 ( ) <input type="checkbox"/> 腸瘻 ( )	経静脈栄養	<input type="checkbox"/> 末梢静脈栄養 <input type="checkbox"/> 中心静脈栄養 (鎖骨下・ソケイ部・PICC・リザーバー)			
栄養投与法の推移 (前回との比較)	中心静脈栄養→末梢静脈栄養	経静脈栄養→経腸栄養	経静脈栄養→経口栄養	経腸栄養→経口栄養	経口栄養→経腸栄養	経口栄養→経静脈栄養	経腸栄養→経静脈栄養	
投与組成・投与量(異常を認める栄養素について記載)								
	水分量 (ml/日)	エネルギー (kcal/日)	蛋白・アミノ酸 (g/日)	脂質 (g/日)	糖質 (g/日)	ビタミン ( /日)	電解質 ( /日)	その他 (微量元素など)
前回栄養管理プラン※3	(必要水分量)	(必要エネルギー)	(必要蛋白・アミノ酸)	(必要脂質)	(必要糖質)	(必要ビタミン)	(必要電解質)	(必要量)
実投与量								
投与バランス※4								
新規栄養管理プラン	(必要水分量)	(必要エネルギー)	(必要蛋白・アミノ酸)	(必要脂質)	(必要糖質)	(必要ビタミン)	(必要電解質)	(必要量)
栄養管理上の注意点・特徴※5								

# 呼吸ケアチーム加算

一般病棟において、医師、看護師、臨床工学技士、理学療法士などからなるチームにより、人工呼吸器の離脱に向け、適切な呼吸器設定や口腔状態の管理等を総合的に行う場合の評価を新設する。

## ① 呼吸ケアチーム加算 150点(週1回)

### [算定要件]

人工呼吸器離脱のための呼吸ケアに係る専任のチームによる診療が行われた場合に週1回に限り算定する。

### [対象患者]

- (1) 48時間以上継続して人工呼吸器を装着している患者
- (2) 人工呼吸器装着後の一般病棟での入院期間が1か月以内であること。

### [施設基準]

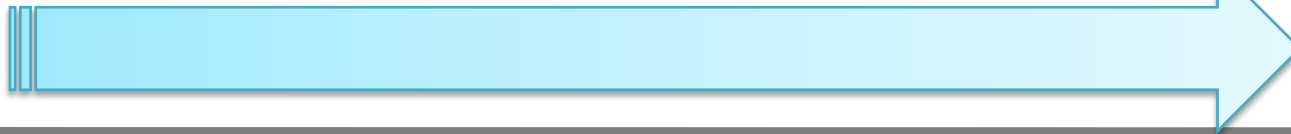
当該保険医療機関内に、専任の①～④により構成される呼吸ケアチームが設置されていること。

- ① 人工呼吸器管理等について十分な経験のある医師
- ② 人工呼吸器管理等について6か月以上の専門の研修を受けた看護師
- ③ 人工呼吸器等の保守点検の経験を3年以上有する臨床工学技士
- ④ 呼吸器リハビリテーションを含め5年以上の経験を有する理学療法士

# 呼吸ケアチームによる人工呼吸器の管理の例

病棟医による呼吸器設定等の管理  
病棟の看護師による日常のケア

挿管



抜管



診療計画書に基づいた呼吸ケアチームによるケアの提供



呼吸ケアチーム  
による回診

## 呼吸ケアチームの構成員

- ・人工呼吸器管理等について十分な経験のある専任の医師
- ・人工呼吸器管理や呼吸ケアの経験を有する専任の看護師
- ・人工呼吸器等の保守点検の経験を3年以上有する専任の臨床工学技士
- ・呼吸器リハビリテーション等の経験を5年以上有する専任の理学療法士

## 呼吸ケアチームにより提供される診療の内容

- 抜管に向けた適切な鎮静や呼吸器の設定について、病棟医と人工呼吸器管理等に十分な経験を有する医師で相談
- 人工呼吸器の安全管理(臨床工学技士等)
- 口腔内の衛生管理(歯科医師、看護師、歯科衛生士等)
- 適切な排痰管理(看護師等)
- 廃用予防(看護師、理学療法士等)
- 呼吸器リハビリテーション(理学療法士等)

期待される効果の例 ・人工呼吸器関連肺炎の減少、人工呼吸期間短縮、再挿管率の減少等



# 病院勤務医の負担を軽減する体制の評価①

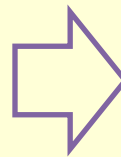
実際に病院勤務医の負担軽減及び処遇改善につながるよう、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を要件とする項目を今般新たに評価する項目に拡大する。

## 3項目から8項目に対象拡大

【病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする項目】

### 現行

- 入院時医学管理加算
- 医師事務作業補助体制加算
- ハイリスク分娩管理加算



### 改定後

- 総合入院体制加算(旧:入院時医学管理加算)
- 医師事務作業補助体制加算
- ハイリスク分娩管理加算
- 急性期看護補助体制加算
- 栄養サポートチーム加算
- 呼吸ケアチーム加算
- 小児入院医療管理料1及び2
- 救命救急入院料 注3に掲げる加算を算定する場合

# 病院勤務医の負担を軽減する体制の評価②

## [算定要件]

- ① 病院勤務医の勤務状況について具体的に把握していること。
- ② 勤務医の勤務状況や負担を把握し、改善に関する提言を行う責任者を配置すること。
- ③ 役割分担の推進のための多職種からなる委員会等を設置し、病院勤務医の負担軽減及び処遇改善に係る計画の策定時や評価時、その他必要時に開催されていること。
- ④ 今後の勤務医負担軽減計画について、先進的な取組事例を参考に、具体的な取組内容や目標達成年次等を入れた計画を策定し、地方厚生局長等に提出すること。
- ⑤ 目標の達成状況について、年1回地方厚生局長等に報告すること。

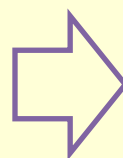
## (様式抜粋)

(1) 病院勤務医の負担の軽減に資する計画	<input type="checkbox"/> 医師・看護師等の業務分担 <input type="checkbox"/> 医師に対する医療事務作業補助体制 <input type="checkbox"/> 短時間正規雇用の医師の活用 <input type="checkbox"/> 地域の他の医療機関との連携体制 <input type="checkbox"/> 交代勤務制の導入 <input type="checkbox"/> 外来縮小の取組み <input type="checkbox"/> その他
(2) 病院勤務医の勤務時間の把握等	<input type="checkbox"/> 勤務時間（平均週 時間(うち、残業 時間)） <input type="checkbox"/> 連続当直を行わない勤務シフト(平均月当たり当直回数 回) <input type="checkbox"/> 当直翌日の通常勤務に係る配慮( <input type="checkbox"/> 当直翌日は休日としている <input type="checkbox"/> 当直翌日の業務内容の配慮を行っている <input type="checkbox"/> その他(具体的に: )) <input type="checkbox"/> 業務の量や内容を把握した上で、特定の個人に業務が集中しないような勤務体系の策定 <input type="checkbox"/> その他
(3) 職員等に対する周知（有 無）	具体的な周知方法( )
(4) 役割分担推進のための委員会又は会議	ア 開催頻度（ 回/年） イ 参加人数（平均 人/回） 参加職種( )

# 医師事務作業補助体制加算①

急性期の入院医療を担う病院勤務医にとって、診断書の作成、診療録の記載等の書類作成業務が特に大きな負担となっていること、医師事務作業補助者の配置により一定の負担軽減効果が見られていることから、**医師事務作業補助体制加算の引上げを行うとともに、より多くの医師事務作業補助者を配置した場合の評価を設ける。**

現行	
医師事務作業補助者の配置	点数
25対1	355点
50対1	185点
75対1	130点
100対1	105点



改定後	
医師事務作業補助者の配置	点数
15対1	810点
20対1	610点
25対1	490点
50対1	255点
75対1	180点
100対1	138点

※一般病床数に対する配置人数に応じて加算

# 医師事務作業補助体制加算②

[施設基準] ※各項目のいずれかに該当すればよい

## 1 15対1補助体制加算、20対1補助体制加算の場合

- ・第三次救急医療機関
- ・小児救急医療拠点病院
- ・総合周産期母子医療センター
- ・年間の緊急入院患者数が800名以上の実績を有する病院



## 2 25対1補助体制加算、50対1補助体制加算の場合

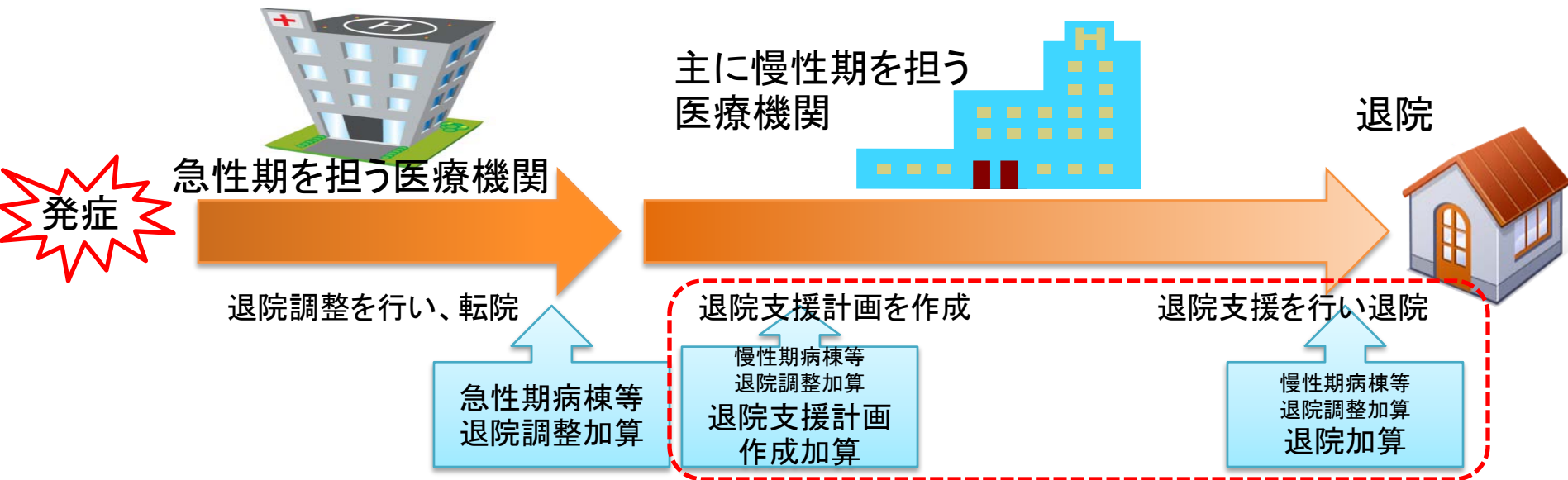
- ・「15対1又は20対1補助体制加算の施設基準」を満たしている
- ・災害拠点病院、へき地医療拠点病院、地域医療支援病院
- ・年間の緊急入院患者数が200名以上
- ・又は全身麻酔による手術件数が年間800件以上

## 3 75対1補助体制加算、100対1補助体制加算の場合

- ・「15対1及び20対1補助体制加算の施設基準」又は「3 25対1及び50対1補助体制加算の施設基準」を満たしている
- ・年間の緊急入院患者数が100名以上の実績を有する病院であること。

★医師事務作業補助者の配置場所は、業務として医師の指示に基づく医師の事務作業補助を行う限り問わないことを明記した。

# 退院調整に係る評価①

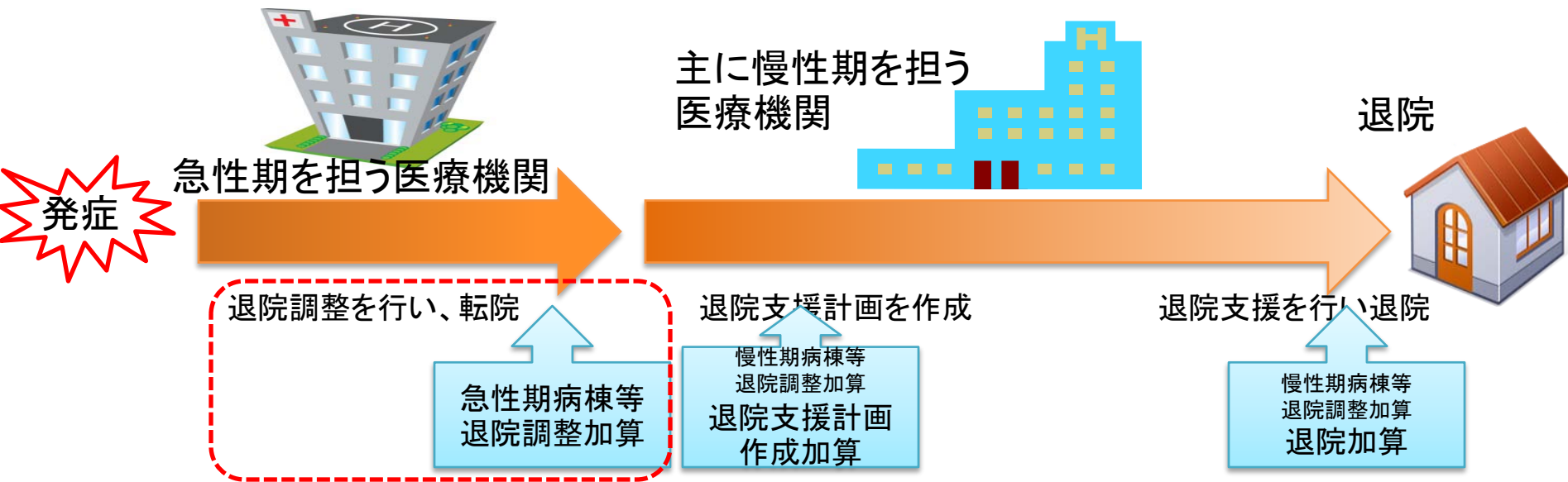


従来の退院調整加算について、**看護師及び社会福祉士による手厚い体制で退院調整を行う場合の評価を新設するとともに、名称を変更**

退院調整加算 退院加算 100点(退院時)

→ **慢性期病棟等退院調整加算1 退院加算 140点(退院時)**  
**慢性期病棟等退院調整加算2 退院加算 100点(退院時)**

# 退院調整に係る評価②



後期高齢者退院調整加算を廃止し、急性期治療を受け、病状の安定が見込まれた患者に対し、必要に応じて医療と介護が切れ目なく提供されるよう、介護保険サービスの活用も含めて支援する観点から新たな評価を新設する。

**急性期病棟等退院調整加算1 140点(退院時1回)**  
**急性期病棟等退院調整加算2 100点(退院時1回)**

[対象患者]

65歳以上の患者又は40歳以上の特定疾病を有する患者であって、一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟)又は専門病院入院基本料(いずれも特定入院基本料を除く。)を算定している患者。

# 地域医療を支える有床診療所の評価①

## 有床診療所入院基本料の再編成

手厚い看護職員の配置を行う有床診療所の評価を新設するとともに、有床診療所の実態を踏まえ、入院日数の区分を見直す。

### 【現行】

有床診療所 入院基本料 1  (看護職員 <u>5人</u> 以上)	～7日	810点
	8～14日	660点
	15日～30日	490点
	31日～	450点
有床診療所 入院基本料 2  (看護職員 1～ <u>4人</u> )	～7日	640点
	8～14日	480点
	15日～30日	320点
	31日～	280点

### 【改定後】

有床診療所 入院基本料 <sub>1</sub> (看護職員 <u>7人以上</u> )	～14日	760点
	15～30日	590点
	31日	500点
有床診療所 入院基本料 <sub>2</sub> (看護職員 <u>4～6人</u> )	～14日	680点
	15～30日	510点
	31日	460点
有床診療所 入院基本料 <sub>3</sub> (看護職員 <u>1～3人</u> )	～14日	500点
	15～30日	370点
	31日	340点



# 地域医療を支える有床診療所の評価②

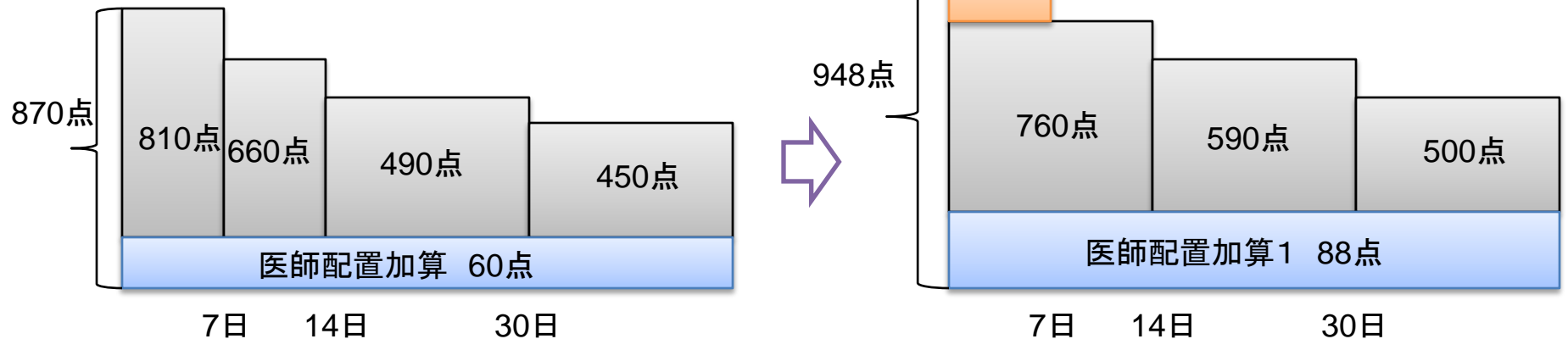
以下のいずれかを満たす、地域医療を支える有床診療所(一般病床)を評価する。

- ① 過去1年間に在宅患者訪問診療の実績がある在宅療養支援診療所である。
- ② 全身麻酔、脊椎麻酔又は硬膜外麻酔を年間30件以上実施している。
- ③ 救急病院等を定める省令に基づき認定されている。
- ④ 病院群輪番制又は在宅当番医制に参加している。
- ⑤ がん性疼痛緩和指導管理料を算定している。
- ⑥ 夜間看護配置加算を算定しており、夜間の診療応需体制を有している。

**新** 有床診療所一般病床初期加算 100点(7日以内、1日につき)  
医師配置加算 60点 → 医師配置加算1 88点(1日につき)

併せて、診療所後期高齢者入院医療管理料は廃止する。

(例) 医師2名、看護職員8名の有床診療所一般病床で在宅患者の入院を受け入れた場合





# 地域連携診療計画に基づく連携の評価

大腿骨頸部骨折、脳卒中に関する地域連携診療計画において、亜急性期・回復期の病院を退院後に通院医療・在宅医療を担う病院・診療所や、リハビリテーション等の医療系サービスを担う介護サービス事業所までも含めた連携を行うことにより、退院後も切れ目ない医療・介護サービスを提供することを評価する。

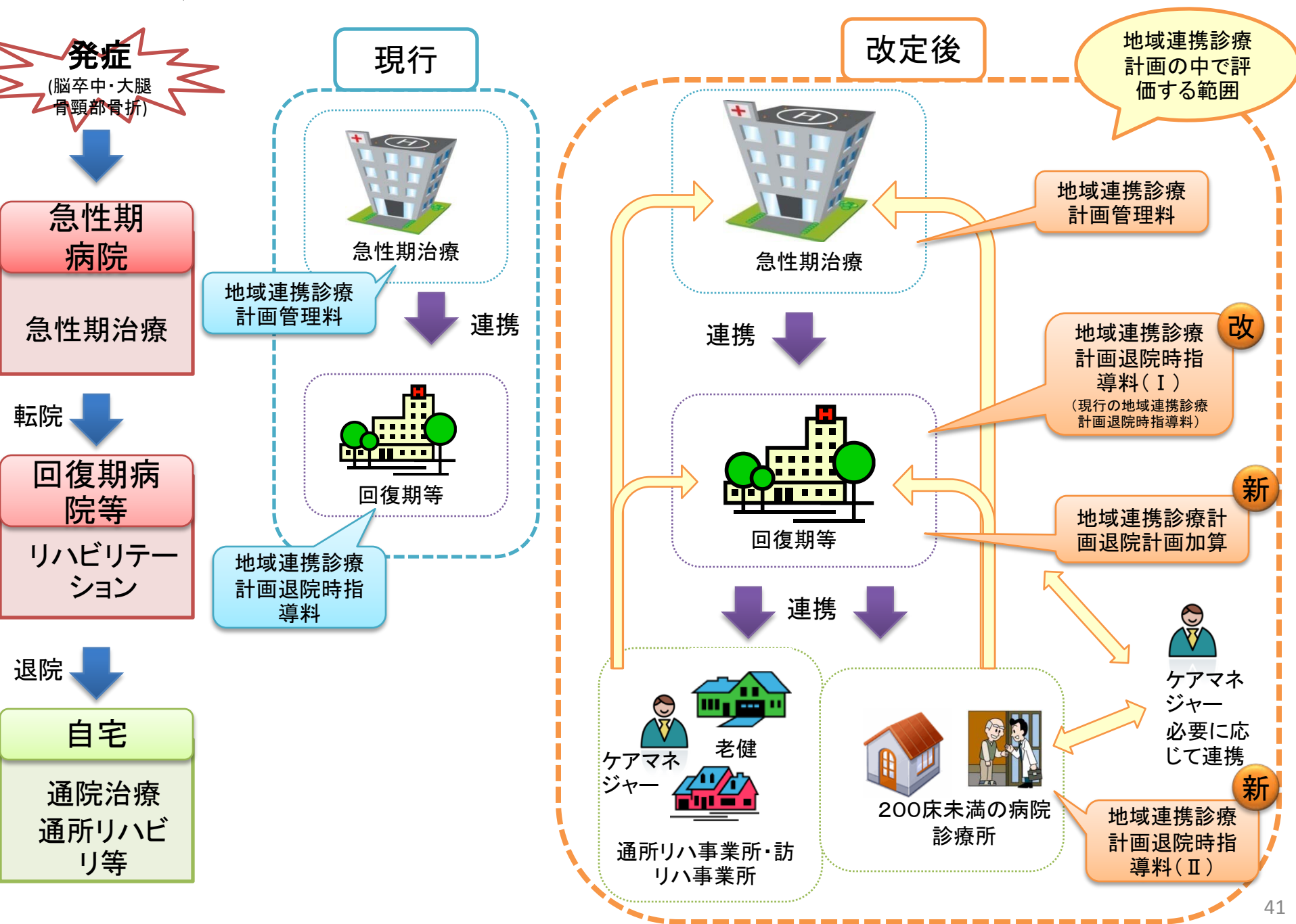
現行		
急性期	地域連携診療計画管理料	900点
回復期等	地域連携診療計画退院時指導料	600点



## 改定後

急性期	地域連携診療計画管理料	900点
回復期等	地域連携診療計画退院時指導料(Ⅰ)	600点
<b>新</b>	<b>地域連携診療計画退院計画加算</b>	<b>100点</b>
<b>新</b> 在宅復帰後	<b>地域連携診療計画退院時指導料(Ⅱ)</b>	<b>300点</b>

# 大腿骨頸部骨折・脳卒中に係る医療機関等の連携の評価



# 介護支援連携指導料

介護支援連携指導料は、入院の原因となった疾患・障害や入院時に行った患者の心身の状況等の総合的な評価の結果を踏まえ、退院後に介護サービスを導入することが適当であると考えられ、また、本人も導入を望んでいる患者が、退院後により適切な介護サービスを受けられるよう、入院中から居宅介護支援事業者等の介護支援専門員（ケアマネジャー）と連携し退院後のケアプラン作成につなげることに對する評価を新設。

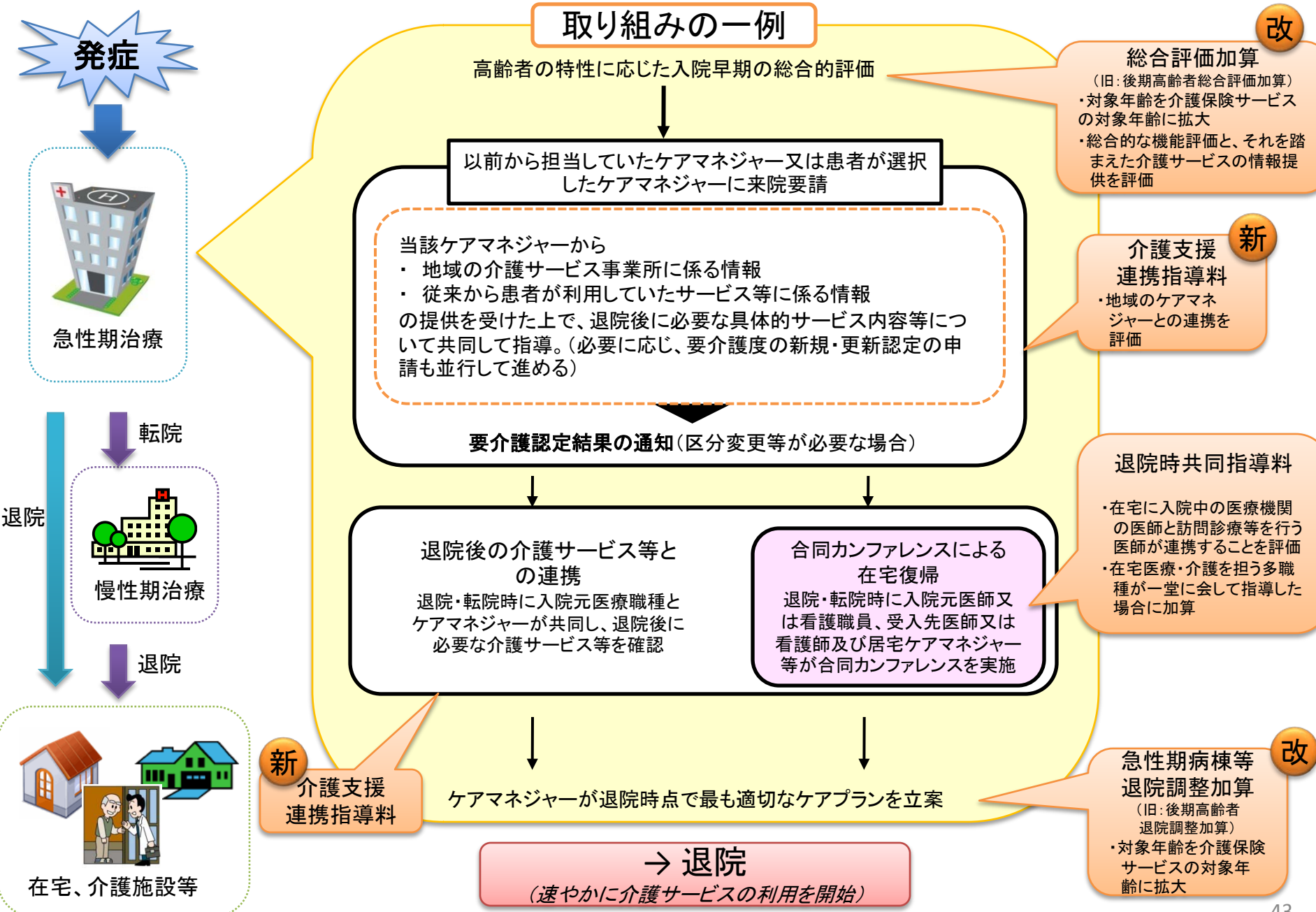
## ⑧ 介護支援連携指導料 300点（入院中2回）

### [算定要件]

医師又は医師の指示を受けた看護師、社会福祉士、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が、患者の入院前からケアマネジメントを担当していた介護支援専門員又は退院後のケアプラン作成を行うため患者が選択した居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は介護保険施設等の介護支援専門員と共同して、患者に對し、患者の心身の状況等を踏まえ導入が望ましいと考えられる介護サービスや、当該地域において提供可能な介護サービス等の情報を提供した場合に入院中2回に限り算定する。

このような取り組みに当たっては、入院時における基本的な日常生活能力、認知機能、意欲等の総合的な評価が重要であることから、後期高齢者総合評価加算の名称を変更し、**総合評価加算として、対象年齢を65歳以上の患者等に拡大する。**

# 急性期病院における退院後の介護サービス等を見越した取り組みの評価



# 質の高いがん診療に対する評価

## がん診療連携拠点病院の評価

全てのがん診療連携拠点病院に対し、カンサーボードの設置や院内がん登録の実施が求められていることを踏まえ、質の高いがん診療の提供に対する一層の評価を行うため、がん診療連携拠点病院加算の引き上げを行う。

### がん診療連携拠点病院加算

400点→500点(入院初日)

[算定要件]

- ・がん診療連携拠点病院であること。
- ・カンサーボードには、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい。

## がん患者に対する丁寧な説明の評価

がんの診断及び治療方針の説明を行う際に、当該患者に対して多面的に配慮した環境で丁寧な説明を行った場合の評価を新設する。

**⑧ がん患者カウンセリング料 500点**

[施設基準]

がんに関する研修を終了した医師及び5年以上のがん患者の看護に従事した経験を有し、適切な研修を終了した専任の看護師が配置されていること。

# がん診療連携拠点病院等を中心とした連携の評価

患者が身近な環境で質の高いがん医療を受けられる医療提供体制を推進する観点から、がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関が、がん患者の退院後の治療をあらかじめ作成・共有された計画に基づき連携して行うとともに、適切に情報交換を行うことを評価する。

## ① がん治療連携計画策定料(計画策定病院)

750点(退院時)

[算定要件]

がん診療連携拠点病院又は準ずる病院において、がんの治療目的に初回に入院した患者に対して、地域連携診療計画に基づく個別の患者ごとの治療計画を作成し、患者に説明した上で文書にて提供した場合に退院時に算定する。

## ② がん治療連携指導料(連携医療機関)

300点(情報提供時)

[算定要件]

連携医療機関において、患者ごとに作成された治療計画にもとづく診療を提供し、計画策定病院に対し患者の診療に関する情報提供をした際に算定する。

# がん診療連携拠点病院等を中心とした連携の評価

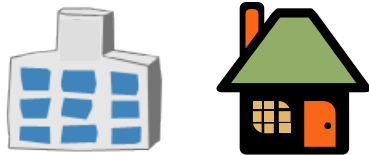


計画策定病院

がん診療連携拠点病院等



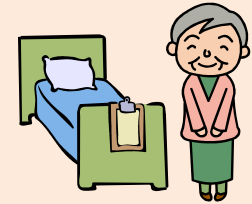
あらかじめがんの種類や治療法ごとに治療計画を策定し連携医療機関と共有



連携医療機関

200床未満の病院  
診療所

がんの治療目的に初回に入院した患者に対して、地域連携診療計画に基づく個別の患者ごとの治療計画を作成。患者に対して、退院後の治療を地域の医療機関と連携して行うことを説明する。



計画に基づき、外来における専門的ながん診療を提供。

がん治療連携指導  
(情報提供時)

診療情報提供

がん治療連携計画策定料(退院時)

紹介

計画策定病院で作成された治療計画に基づき、外来医療、在宅医療を提供する。また、計画に基づき、適切に計画策定病院に対して適切に患者の診療情報を提供する。



# がん治療に対する評価の充実

## 外来化学療法の実

複雑化、高度化した外来化学療法に対応するため、外来化学療法加算の評価を引き上げる。

**外来化学療法加算1**

**500点 → 550点**

**外来化学療法加算2**

**390点 → 420点**

## 内服による化学療法の評価

抗悪性腫瘍剤の投薬の必要性、副作用、用法・用量、その他留意点等を文書にて説明し、適正使用及び副作用管理に基づく処方を行った場合

⑧ **抗悪性腫瘍剤処方管理加算** **70点**

[施設基準]

- ・200床以上の病院
- ・化学療法の経験を5年以上有する専任の医師の配置

## 放射線治療の実

放射線治療病室におけるRI内用療法等の管理の評価

**放射線治療病室管理加算 500点 → 2,500点 (1日につき)**



# がん患者に対するリハビリテーションの評価①

がん患者が手術・放射線治療・化学療法等の治療を受ける際、これらの治療によって合併症や機能障害を生じることが予想されるため、**治療前あるいは治療後早期からリハビリテーションを行うことで機能低下を最小限に抑え、早期回復を図る**取組を評価する。

## **新** がん患者リハビリテーション料 200点(1単位につき)

[算定要件]

- (1) 対象者に対して、がん患者リハビリテーションに関する研修を終了した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が個別に20分以上のリハビリテーションが提供された場合に1単位として算定する。
- (2) がん患者に対してリハビリテーションを行う際には、定期的な医師の診察結果に基づき、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等の多職種が共同してリハビリテーション計画を作成すること。
- (3) がんのリハビリテーションに従事する者は、積極的にキャンサーボードに参加することが望ましい。

# がん患者に対するリハビリテーションの評価②

## がん患者リハビリテーションの対象患者

- ア 食道がん、肺がん、縦隔腫瘍、胃がん、肝臓がん、胆嚢がん、膵臓がん又は大腸がんと診断され、当該入院中に閉鎖循環式全身麻酔によりがんの治療のための手術が行われる予定の患者又は行われた患者
- イ 舌がん、口腔がん、咽頭がん、喉頭がん、その他頸部リンパ節郭清を必要とするがんにより入院し、当該入院中に放射線治療若しくは閉鎖循環式全身麻酔による手術が行われる予定の患者又は行われた患者
- ウ 乳がんにより入院し、当該入院中にリンパ節郭清を伴う乳房切除術が行われる予定の患者又は行われた患者で、術後に肩関節の運動障害等を起こす可能性がある患者
- エ 骨軟部腫瘍又はがんの骨転移に対して、当該入院中に患肢温存術若しくは切断術、創外固定若しくはピン固定等の固定術、化学療法又は放射線治療が行われる予定の患者又は行われた患者
- オ 原発性脳腫瘍又は転移性脳腫瘍の患者であって、当該入院中に手術若しくは放射線治療が行われる予定の患者又は行われた患者
- カ 血液腫瘍により、当該入院中に化学療法若しくは造血幹細胞移植が行われる予定の患者又は行われた患者
- キ 当該入院中に骨髄抑制を来しうる化学療法が行われる予定の患者又は行われた患者
- ク 在宅において緩和ケア主体で治療を行っている進行がん又は末期がんの患者であって、症状増悪のため一時的に入院加療を行っており、在宅復帰を目的としたリハビリテーションが必要な患者

## がん患者リハビリテーションの施設基準

- (1) がん患者のリハビリテーションに関する経験(研修要件あり)を有する専任の医師が配置されていること。
- (2) がん患者のリハビリテーションに関する経験を有する専従の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の中から2名が配置されていること。
- (3) 100㎡以上の機能訓練室があり、必要な器具が備えられていること。

# 地域の連携による疾患対策の評価について

## 肝炎対策の充実

- 肝炎治療の専門医療機関において、肝炎患者に対するインターフェロン治療計画を策定し、副作用等を含めた詳細な説明を行うことを新たに評価

⑨ 肝炎インターフェロン治療計画料 700点(1人につき1回)

- 肝炎治療の専門医療機関と連携して肝炎インターフェロン治療を行う地域の医療機関の評価

⑨ 肝炎インターフェロン治療連携加算 50点(1月につき)

## 認知症医療の評価

- 認知症の専門医療機関において、認知症の鑑別診断及び療養方針の決定を行うことを評価

⑨ 認知症専門診断管理料 500点(1人につき1回)

- 認知症の専門医療機関と連携した地域の医療機関における認知症患者の診療の評価

⑨ 認知症患者地域連携加算 50点(1月につき)

# 認知症の入院医療の評価について

## 認知症病棟入院料の見直し

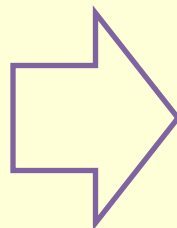
- 認知症に対する入院医療については、**認知症の行動・心理症状(BPSD)や身体合併症等への手厚い対応**が特に必要な入院早期の評価を引き上げるとともに、名称を「**認知症治療病棟入院料**」に改める。

### 認知症病棟入院料1

イ	90日以内の期間	1,330点
ロ	91日以上	1,180点

### 認知症病棟入院料2

イ	90日以内の期間	1,070点
ロ	91日以上	1,020点



### 認知症治療病棟入院料1

イ	60日以内の期間	1,450点
ロ	61日以上	1,180点

### 認知症治療病棟入院料2

イ	60日以内の期間	1,070点
ロ	61日以上	970点

- 入院期間が6ヶ月を超える認知症患者に対して、退院支援を行い、当該患者が退院した場合の加算を新設する。

**⑧ 新 認知症治療病棟退院調整加算 100点(退院時1回)**

# 新型インフルエンザや結核等の感染症対策の推進①

## 新型インフルエンザ流行時の療養病床における対応

- 新型インフルエンザが大流行した状況において、療養病棟に入院する場合、**一般病棟入院基本料の算定**を認め、検査や投薬等については**出来高での算定**を可能とする。

## 陰圧室管理の評価

- 新型インフルエンザ等、新興感染症が発生した際に対応するため、陰圧室管理の環境整備に対する評価を新設

### 二類感染症患者療養環境特別加算

1 個室加算 300点

② **2 陰圧室加算 200点**

☆個室加算と陰圧室加算は併算定可能

# 新型インフルエンザや結核等の感染症対策の推進②

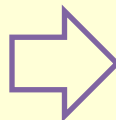
## 結核病棟の評価

- 感染症法における退院基準を踏まえ、結核病棟における平均在院日数要件をなくす。

### 結核病棟入院基本料

【現行】

看護配置	点数	平均在院日数
7対1	1,477点	25日以内
10対1	1,192点	25日以内
13対1	949点	なし
15対1	886点	なし
18対1	757点	なし
20対1	713点	なし



【改定後】

看護配置	点数	平均在院日数
7対1	1,477点	なし
10対1	1,192点	なし
13対1	949点	なし
15対1	886点	なし
18対1	757点	なし
20対1	713点	なし

☆特定機能病院入院基本料(結核病棟)においても同様の見直し

- 結核罹患患者数の減少を踏まえ、小規模な結核病棟について **ユニット化のルールを明確化**するとともに、平均在院日数の計算を病床種別毎に行う。

# 精神医療の評価の充実について①

## 精神入院医療の充実

- 手厚い看護配置の精神病棟の評価

① 精神科身体合併症管理加算 300点 → 350点  
200点

(一定の割合以上の重症者の受入が要件、10:1も同様)

- 子どもの心の診療の特性に応じた入院医療の評価

② 児童・思春期精神科入院医療管理加算 650点 → 800点

- うつ病に対する精神専門療法の評価

③ 認知療法・認知行動療法 420点

- アルコール依存症に対する専門的治療の評価

④ 重度アルコール依存症入院医療管理加算 200点(30日以内)  
100点(31日以上60日以内)

## 専門性の高い精神医療の評価

- アルコール依存症に対する専門的治療の評価

④ 重度アルコール依存症入院医療管理加算 200点(30日以内)  
100点(31日以上60日以内)

# 精神医療の評価の充実について②

## 精神科急性期の特定入院料の引き上げ①

- 精神科救急入院料及び精神科救急・合併症入院料について、入院早期の評価を引き上げる。

### 精神科救急入院料1

イ 30日以内の期間 3,431点

ロ 31日以上期間 3,031点

### 精神科救急入院料2

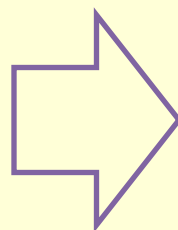
イ 30日以内の期間 3,231点

ロ 31日以上期間 2,831点

### 精神科救急・合併症入院料

イ 30日以内の期間 3,431点

ロ 31日以上期間 3,031点



### 精神科救急入院料1

イ 30日以内の期間 3,451点

ロ 31日以上期間 3,031点

### 精神科救急入院料2

イ 30日以内の期間 3,251点

ロ 31日以上期間 2,831点

### 精神科救急・合併症入院料

イ 30日以内の期間 3,451点

ロ 31日以上期間 3,031点



# 精神医療の評価の充実について③

## 精神科急性期の特定入院料の引き上げ②

- 精神科急性期治療病棟入院料についても、評価の引き上げと施設基準の緩和を行う。

### 精神科急性期治療病棟入院料1

イ 30日以内の期間 1,900点

ロ 31日以上期間 1,600点

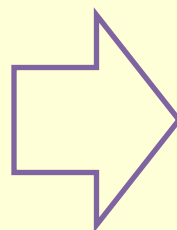
### 精神科急性期治療病棟入院料2

イ 30日以内の期間 1,800点

ロ 31日以上期間 1,500点

〔算定要件等〕

当該病院の全病床数の7割以上  
又は200床以上が精神病床である  
若しくは特定機能病院である。



### 精神科急性期治療病棟入院料1

イ 30日以内の期間 1,920点

ロ 31日以上期間 1,600点

### 精神科急性期治療病棟入院料2

イ 30日以内の期間 1,820点

ロ 31日以上期間 1,500点

〔算定要件等〕

(削除)

# 精神医療の評価の充実について④

## 精神科地域移行実施加算の引き上げ

- 入院期間が5年を超える長期入院患者を、直近1年間で5%以上減少させた実績のある医療機関に対する評価を引き上げる。

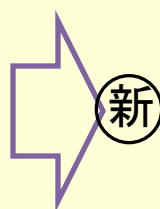
**精神科地域移行実施加算 5点 → 10点(1日につき)**

## 非定型抗精神病薬加算の見直し

- 統合失調症患者に対して投与する抗精神病薬の種類数を国際的な種類数と同程度にしていることについて、精神科救急入院料等の特定入院料の非定型抗精神病薬加算において評価

非定型抗精神病薬加算(1日につき)

10点



非定型抗精神病薬加算(1日につき)

非定型抗精神病薬加算1 15点

非定型抗精神病薬加算2 10点

※以下の特定入院料への加算

A311精神科救急入院料、A311-2精神科急性期治療病棟入院料

A311-3精神科救急・合併症入院料、A312精神療養病棟入院料

〔算定要件〕

- (1) 非定型抗精神病薬加算1 使用している抗精神病薬の種類が2種類以下であること
- (2) 非定型抗精神病薬加算2 1以外の場合

# 精神医療の評価の充実について⑤

## 精神療養病棟入院料への重症度評価の導入

- 精神療養病床について、患者の状態像によらず一律の評価となっていることを見直し、重症度に応じた加算を新設する。

精神療養病棟入院料(1日につき)
------------------

1,090点
--------



精神療養病棟入院料(1日につき)
------------------

1,050点
--------

⑧新

重症者加算(1日につき)
--------------

40点
-----

〔算定要件〕

重症者加算: 当該患者のGAFスコアが40以下であること

# 精神医療の評価の充実について⑥

## 強度行動障害児に対する入院医療の評価

- 個人の特性等に配慮した特別な医学的ケアを必要とする強度行動障害児に対する入院医療について評価

⑧ 強度行動障害入院医療管理加算 300点(1日につき)

〔算定要件〕

- (1) 強度行動障害児(者)の医療度判定基準スコアが24点以上の者であること
- (2) 行動障害に対する専門的な医療提供体制が整備されていること

## 摂食障害に対する入院医療の評価

- 治療抵抗性を示すことの多い摂食障害について、専門的な入院医療について評価

⑧ 摂食障害入院医療管理加算(1日につき)

<u>30日以内</u>	<u>200点</u>
<u>31日以上60日以内</u>	<u>100点</u>

〔算定要件〕

- (1) 重度の摂食障害による著しい体重減少が認められる者であること
- (2) 当該保険医療機関内に摂食障害の専門的治療を行う医師、臨床心理技術者等が配置されていること
- (3) 摂食障害の治療について、一定の実績を有する保険医療機関であること

# 精神医療の評価の充実について⑦

## 精神科専門療法の見直し

- 精神科専門療法について、病院と診療所で異なる評価となっている点を見直すとともに、長時間に及ぶものについては評価を引き上げる。

### 通院・在宅精神療法(1日につき)

1 初診料を算定する初診の日において精神保健指定医が通院精神療法を行った場合 500点

### 2 1以外の場合

#### イ 病院の場合

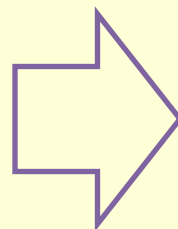
(1) 30分以上の場合 360点

(2) 30分未満の場合 330点

#### ロ 診療所の場合

(1) 30分以上の場合 360点

(2) 30分未満の場合 350点



### 通院・在宅精神療法(1日につき)

1 初診料を算定する初診の日において精神保健指定医が通院精神療法を行った場合 500点

### 2 1以外の場合

イ 30分以上の場合 400点

ロ 30分未満の場合 330点

# 精神医療の評価の充実について⑧

## 精神科デイ・ケア等の見直し

- 精神科デイ・ケアについて、精神障害者の地域移行を推進するために、早期の地域移行について評価

### 精神科ショート・ケア(1日につき)

1 小規模なもの	275点
2 大規模なもの	330点



### 精神科ショート・ケア(1日につき)

1 小規模なもの	275点
2 大規模なもの	330点

⑧〔算定要件〕

当該療法の算定を開始した日から起算して1年以内の期間に行われる場合、所定点数に20点を加算する。

### 精神科デイ・ケア(1日につき)

1 小規模なもの	550点
2 大規模なもの	660点



### 精神科デイ・ケア(1日につき)

1 小規模なもの	<u>590点</u>
2 大規模なもの	<u>700点</u>

⑧〔算定要件〕

当該療法の算定を開始した日から起算して1年以内の期間に行われる場合、所定点数に50点を加算する。

# 医療技術の評価及び再評価

## 新規医療技術の保険導入及び既収載技術の再評価

1. 先進医療専門家会議における検討結果を踏まえ、先進医療技術の評価を行い、保険導入を行う。
2. 診療報酬調査専門組織の医療技術評価分科会における検討結果を踏まえ、医療技術の評価及び再評価を行い、新規技術の保険導入又は既存技術の診療報酬上の評価の見直しを行う。

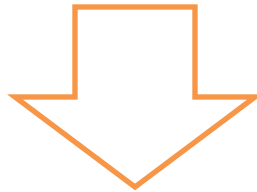
例)

- ①胎児心超音波検査(産科スクリーニング胎児超音波検査において心疾患が強く疑われる症例に係るものに限る。)
- ②子宮頸部前がん病変のHPV-DNA診断(子宮頸部軽度異形成に係るものに限る。)
- ③抗EGFR抗体医薬投与前におけるKRAS遺伝子変異検査(EGFR陽性の治癒切除不能な進行又は再発の結腸又は直腸がんに係るものに限る。)
- ④特殊光を用いた画像強調観察を併用した拡大内視鏡検査

# 強度変調放射線治療(IMRT)の適用拡大

## 平成20年度保険導入時

頭頸部腫瘍(原発性のものに限る。)の患者  
前立腺腫瘍(原発性のものに限る。)の患者  
中枢神経腫瘍(原発性のものに限る。)の患者



## 平成22年度改定

「限局性の固形悪性腫瘍の患者」とし、すべてのがんについて強度変調放射線治療(IMRT)の対象とすることとした。

※なお、算定要件に下記を追加し、明確化を行った。

関連学会のガイドラインに準拠し、3方向以上の照射角度から各門につき3種以上の線束強度変化をもつビームによる治療計画を逆方向治療計画法にて立案したものについて照射した場合に限る。



# 画像誘導放射線治療加算の新設

## 画像誘導放射線治療加算

- 体外照射の加算として新設

### 画像誘導放射線治療加算

300点(毎回) **新**

#### [施設基準]

- (1) 放射線科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 放射線治療を専ら担当する常勤の医師(放射線治療の経験を5年以上有する者に限る。)が1名以上
- (3) 放射線治療を専ら担当する常勤の診療放射線技師(放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。)が1名以上
- (4) 放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等を専ら担当する者(診療放射線技師その他の技術者等)が1名以上
- (5) 当該治療を行うために必要な次に掲げるいずれかの機器が当該治療を行う室内に設置されていること。
  - ア 2方向以上の透視が可能な装置
  - イ 画像照合可能なCT装置
  - ウ 画像照合可能な超音波診断装置
- (6) 当該保険医療機関において、画像誘導放射線治療(IGRT)に関する手法と機器の精度管理に関する指針が策定されており、実際の画像誘導の精度管理が当該指針に沿って行われているとともに、公開可能な実施記録と精度管理に係る記録が保存されていること

# 高エネルギー放射線治療の増点

## 高エネルギー放射線治療

### イ 1回目

- (1) 1門照射又は対向2門照射を行った場合    930点 → 840点
- (2) 非対向2門照射又は3門照射を行った場合  
1,240点 → 1,320点
- (3) 4門以上の照射、運動照射又は原体照射を行った場合  
1,580点 → 1,800点

### ロ 2回目

- (1) 1門照射又は対向2門照射を行った場合    310点 → 280点
- (2) 非対向2門照射又は3門照射を行った場合  
410点 → 440点
- (3) 4門以上の照射、運動照射又は原体照射を行った場合  
520点 → 600点

# 密封小線源治療の増点

## 密封小線源治療

### • 腔内照射

イ 高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合	3,000点	→	10,000点
ロ 旧型コバルト腔内照射装置を用いた場合	1,000点	→	500点
ハ その他の場合	1,500点	→	5,000点

### • 組織内照射

イ 前立腺癌に対する永久挿入療法	48,600点	→	48,600点
ロ 高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合	7,500点	→	23,000点
ハ その他の場合	6,000点	→	19,000点

### • 放射性粒子照射

	2,000点	→	8,000点
--	--------	---	--------

注2 使用した高線量率イリジウムの費用として、購入価格を70円で除して得た点数を加算する。



注2 使用した高線量率イリジウムの費用として、購入価格を50円で除して得た点数を加算する。

# その他の放射線治療

## 放射線治療管理料の増点

- 放射線治療管理料(分布図の作成1回につき)

4門以上の照射、運動照射、原体照射又は組織内照射を行った場合  
3,400点 → 4,000点

## 全身照射の増点

- 全身照射(一連につき) 10,000点 → 30,000点

## 医療機器安全管理料の増点

- 医療機器安全管理料

放射線治療機器の保守管理、精度管理等の体制が整えられている  
保険医療機関において、放射線治療計画を策定する場合(一連につき)  
1,000点 → 1,100点

# 放射線同位元素内用療法関連

## 放射線同位元素内用療法管理料の項目追加・増点

### ・放射線同位元素内用療法管理料

現行	
1 甲状腺癌に対するもの	500点
2 甲状腺機能亢進症に対するもの	250点



改定後	
1 甲状腺癌に対するもの	1,390点
2 甲状腺機能亢進症に対するもの	1,390点
3 固形癌骨転移による疼痛に対するもの	1,700点 (新)
4 B細胞性非ホジキンリンパ腫に対するもの	3,000点 (新)

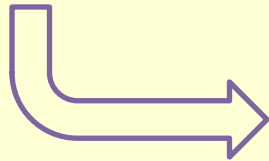
## FDG-PETの評価

### • 適用疾患の拡大

てんかん若しくは虚血性心疾患の診断

以下の悪性腫瘍の病期診断又は転移・再発の診断

脳腫瘍、頭頸部癌、肺癌、乳癌、食道癌、膵癌、転移性肝癌、大腸癌、子宮癌、卵巣癌、悪性リンパ腫、悪性黒色腫、原発不明癌



てんかん若しくは虚血性心疾患の診断

悪性腫瘍(早期胃癌を除く。)の病期診断又は転移・再発の診断

### • 施設共同利用率の要件の緩和

該当しない場合は所定点数の100分の80に相当する点数を算定することとなる施設基準

ポジトロン断層撮影又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影に使用する画像診断機器の施設共同利用率について、別添2の様式36に定める計算式により算出した数値が100分の20以上であること。(ただし、特定機能病院、がん診療連携の拠点となる病院又は高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関を除く。)

# 画像診断・その他

## 外傷全身CTの新設

- 外傷全身CT加算（CT撮影の加算） 800点<sup>①</sup>
  - 施設基準
    - (1) 救命救急入院料の施設基準を満たすこと。
    - (2) 64列以上のマルチスライス型のCT装置を有していること。
    - (3) 画像診断管理加算2に関する施設基準を満たすこと。
  - 留意事項

外傷全身CTとは、全身打撲症例における初期診断のため行う、頭蓋骨から少なくとも骨盤骨までの連続したCT撮影をいう。

## その他

- マンモグラフィーの評価
  - － 写真診断 乳房撮影 256点 → 306点
- 嚥下造影検査の評価
  - － 造影剤注入手技 嚥下造影 240点<sup>①</sup>

# 新生児に対する麻酔評価の引き上げ

## 具体的な内容

- 新生児に対する麻酔評価を未熟児に対する評価と同等に引き上げる。

【現行】

未熟児	200/100加算
新生児(未熟児を除く。)	100/100加算
乳児	50/100加算
1歳以上3歳未満	20/100加算



【改定後】

未熟児	200/100加算
新生児(未熟児を除く。)	<b>200/100加算</b>
乳児	50/100加算
1歳以上3歳未満	20/100加算



# 注射

## 末梢留置型中心静脈注射用カテーテル挿入

いわゆるPICCカテーテル挿入の手技料

700点

## カフ型緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル挿入

腎不全に対して、動静脈瘻や動静脈グラフトの作製が困難である場合に適応となる透析用カテーテル挿入に係る手技料

2,500点

## 硝子体内注射

加齢黄斑変性症の治療薬を硝子体内に注射する際に算定

580点

# 麻酔における新設・評価

## 術中経食道心エコー連続監視加算の新設

閉鎖循環式全身麻酔時に経食道心エコーにて心機能の評価を行った場合の評価 880点

(対象)

- ・心臓手術(開胸式心大血管手術)
- ・冠動脈疾患又は弁膜症患者

## 下肢痙縮治療目的の神経ブロックの評価

ボツリヌス毒素を用いた下肢痙縮治療に対して施行する神経ブロックの評価 400点

# 病理診断

病理医が行う細胞診について新たな診断料の創設  
病理診断料・判断料の増点

## 現行

### 【病理標本組織作成料】

細胞診(1部位につき)

- |         |      |
|---------|------|
| 1 婦人科材料 | 150点 |
| 2 その他   | 190点 |

### 【病理診断・判断料】

- |       |      |
|-------|------|
| 病理診断料 | 410点 |
| 病理判断料 | 146点 |

## 改定後

### 【病理標本組織作成料】

細胞診(1部位につき)

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| 1 婦人科材料等によるもの         | 150点 |
| 2 穿刺吸引細胞診、体腔洗浄液等によるもの | 190点 |

### 【病理診断・判断料】

病理診断料

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1 組織によるもの | 500点     |
| 2 細胞によるもの | 240点 (新) |
| 病理判断料     | 150点     |

- 病理診断料について、病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所においても算定できることとする。

# 病理診断 その他の項目

## 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の項目の見直し

1 エストロゲンレセプター	720点
2 プロジェステロンレセプター	690点
3 HER2タンパク	690点
4 その他(1臓器につき)	350点

※EGFRタンパクの追加及び、多数の免疫染色を行った場合の加算を新設(適用疾患は別途通知にて記載)

1 エストロゲンレセプター	720点
2 プロジェステロンレセプター	690点
3 HER2タンパク	690点
4 EGFRタンパク	690点(新)
5 その他(1臓器につき)	400点

注2 5について確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合には、所定点数に1600点を加算する。(新)

## その他

### 術中迅速細胞診の新設

術中迅速細胞診

**450点**

(新)

# 明細書発行の推進について

## 明細書発行の推進

- 電子請求が義務付けられている病院・診療所・薬局

⇒ 正当な理由のない限り、原則として明細書を無料で発行

正当な理由 ① 明細書発行機能が付与されていないレセコンを使用

② 自動入金機の改修が必要な場合

注) 明細書発行を行う旨を院内掲示するとともに、明細書発行を希望しない方には、その旨の申し出を促す院内掲示を行うなどの配慮を行う。

⇒ 正当な理由がある場合は、患者から求めがあった場合には明細書を交付  
ただし、正当な理由に該当する旨を地方厚生(支)局長に届出を行い、  
明細書を発行する旨を院内掲示する

- 電子請求が義務付けられていない病院・診療所・薬局

⇒ 明細書発行の義務はないが、明細書発行に関する状況を院内掲示する

院内掲示の内容 → 明細書発行の有無、手続き、  
費用徴収の有無、その金額など



## 診療報酬上の支援

- 明細書の無料発行等を行っている診療所の評価(電子請求を行っている診療所に限る。)

① 明細書発行体制等加算 1点(再診料に加算)

# 再診料等の見直しについて

## 再診料の見直し

患者の納得、分かりやすさという観点から、今回改定では再診料についても病診の統一を行う。

再診料(診療所) 71点  
再診料(病院) 60点 → 再診料 69点

## 外来管理加算の見直し

外来管理加算の算定要件における時間の目安(いわゆる5分ルール)については廃止する。一方、このルールが設けられた趣旨である「懇切丁寧な説明に対する評価」をより明確化する観点から、多忙等を理由に簡単な症状の確認等を行ったのみでの継続処方については、再診料は算定できるが、外来管理加算を算定できない取り扱いとする。

上記の要件の見直しを行うこと、及び次期改定において再診料との関係も含め、本加算の在り方を検討することを前提に、現行の点数(52点)は据え置く。



# 地域医療に貢献する診療所の評価

地域の身近な診療所において、患者からの休日・夜間等の問い合わせや受診に対応することにより、休日・夜間に病院を受診する軽症患者の減少、ひいては病院勤務医の負担軽減につながるような取組を評価し、再診料に加算を新設する。

## ⑨ 地域医療貢献加算 3点(再診時)

### [算定要件]

- (1) 緊急時の対応体制や連絡先等について、院内掲示、連絡先を記載した文書の交付、診察券への記載等の方法により患者に対して周知すること。
- (2) 標榜時間外であっても、緊急病変時等において、患者から問い合わせがあった場合には、患者に対して必要な指導を行うこと。
- (3) 電話等による相談の結果、緊急の対応が必要と判断された場合には、外来診療、往診、他の医療機関との連携又は緊急搬送等の医学的に必要と思われる対応を行うこと。



# 居住系施設等訪問診療料の見直しについて

➤ 訪問診療料の分類を、施設の類型ではなく、同一建物の訪問人数により整理。

訪問診療料1(自宅)	830点
訪問診療料2(居住系施設)	200点

訪問診療料1(下記以外)	830点
訪問診療料2(同一建物の複数患者)	200点

## I. 同一世帯

1人のみ訪問	1人目	訪問診療料1
2人以上訪問	1人目	訪問診療料1
	2人目以降	初・再診料等

## I. 同一世帯

1人のみ訪問	1人目	訪問診療料1
2人以上訪問	1人目	訪問診療料1
	2人目以降	初・再診料等

## II. 居住系施設

1人のみ訪問	1人目	訪問診療料2
2人以上訪問	1人目	訪問診療料2
	2人目以降	訪問診療料2

## II. 施設類型に関係なく同一建物

1人のみ訪問	1人目	訪問診療料1
2人以上訪問	1人目	訪問診療料2
	2人目以降	訪問診療料2

## III. 高齢者円滑入居賃貸住宅、マンション等

1人のみ訪問	1人目	訪問診療料1
2人以上訪問	1人目	訪問診療料1
	2人目以降	訪問診療料1

※訪問診療料以外にそれぞれの患者に対して  
処置料等も算定する。



# 入院中の患者に係る対診・他医療機関受診の取扱い

原則：他医療機関での診療の必要が生じた場合は、転医又は対診を求めること。

## 入院中の患者に係る対診の取扱い

(入院中の患者に係る対診の費用について)

**改正前**

○算定可能    △一部算定可能    ×算定不可    —想定外

出来高病棟

	A医療機関(患者入院中)	B医療機関
初・再診料/往診料	—	○
診療行為に係る費用	○ ※1	× ※1

特定入院料等算定病棟

	A		B
	包括部分	包括外部分	
初・再診料/往診料	—		○
診療行為に係る費用	× ※1	○ ※1	× ※1

対診

※1 AからBに合議で精算

# 入院中の患者に係る対診の取扱い

改正後

出来高病棟

A	
初・再診料/往診料	—
診療行為に係る費用	○ ※1

B	
初・再診料/往診料	○
診療行為に係る費用	× ※1

特定入院料等算定病棟

DPC対象病院

A	
包括部分	包括外部分
初・再診料/往診料	—
診療行為に係る費用	× ※1,2

対診

B	
初・再診料/往診料	○
診療行為に係る費用	× ※1

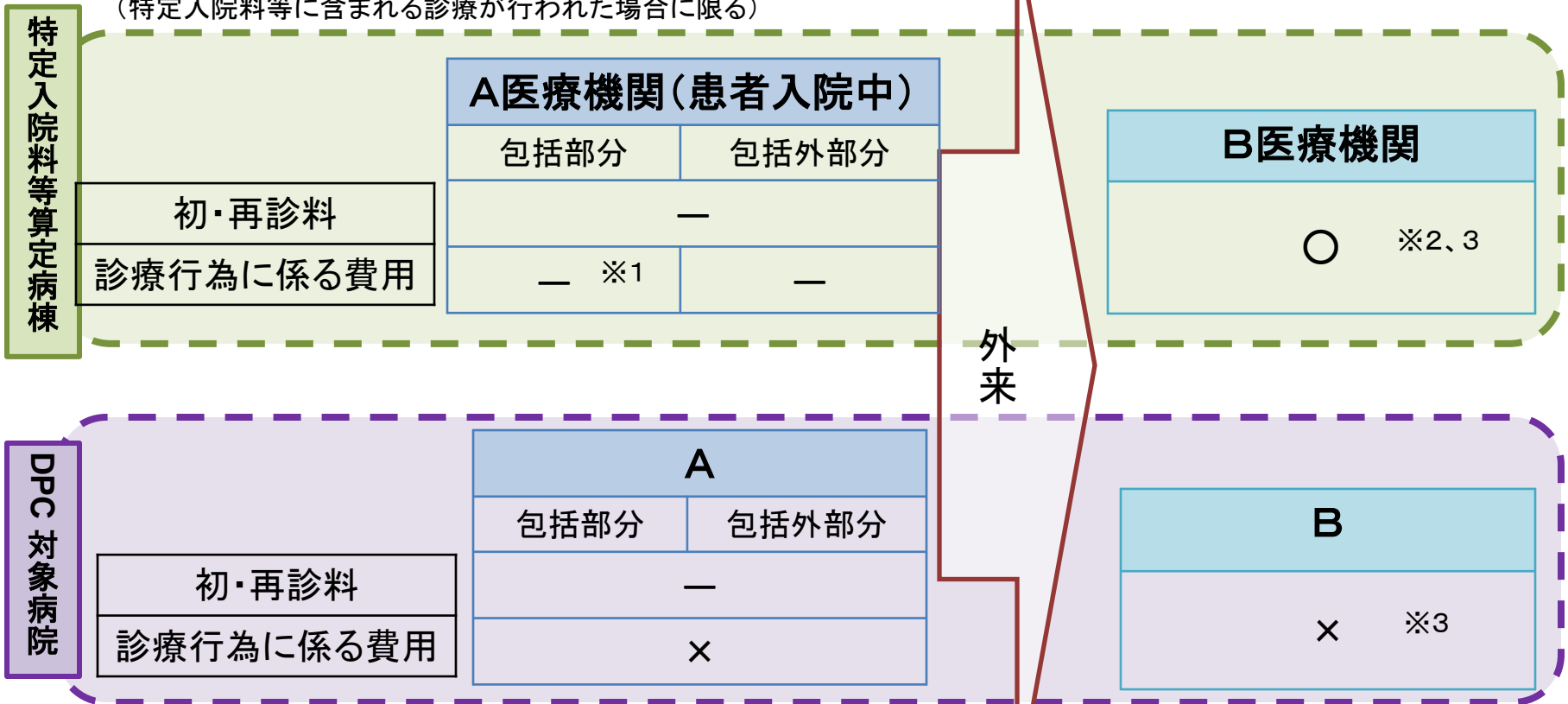
- ※1 AからBに合議で精算
- ※2 DPC対象病院の場合、Bが提供する診療行為を含めて診断群分類が変更される場合がある。

# 入院中の患者の他医療機関受診の取扱い

(入院中の患者の他医療機関受診の費用について)

## 改正前

眼科等の専門的な外来診療を受ける場合  
(特定入院料等に含まれる診療が行われた場合に限る)



- ※1 特定入院料については70%を控除した点数を算定
- ※2 医学管理、在宅等は算定できない。
- ※3 「ガンマナイフによる定位放射線治療」、  
「直線加速器による定位放射線治療」は算定可能。

改正後

# 入院中の患者の他医療機関受診の取扱い

出来高病棟

		A	
初・再診料		— ※4	
診療行為に係る費用			

		B	
		○ ※2	

特定入院料等算定病棟

		A	
		包括部分	包括外部分
初・再診料		—	
診療行為に係る費用		— ※1	—

		B	
		○ ※2	

外来

DPC対象病院

		A	
		包括部分	包括外部分
初・再診料		× ※5	
診療行為に係る費用		× ※5、6	○ ※5

		B	
		× ※2、5	

- ※1 特定入院料については70%を控除した点数を算定
- ※2 医学管理、在宅等は算定できない。
- ※3 「ガンマナイフによる定位放射線治療」、  
「直線加速器による定位放射線治療」は算定可能。

- ※4 入院基本料については30%を控除した点数を算定
- ※5 AからBに合議で精算
- ※6 DPC対象病院の場合、Bが提供する診療行為を含めて診断群分類が変更される場合がある。

# 医療安全対策の推進について①

## 医療安全対策の充実

- 医療安全対策について、より多くの病院において医療安全対策を推進する観点から要件の緩和した評価の新設

### 医療安全対策加算

現行(専従の医療安全管理者) 50点

- 医療安全対策加算1(専従の医療安全管理者) 85点
- 医療安全対策加算2(専任の医療安全管理者) 35点

医療安全対策加算2のその他の要件は医療安全対策加算1に同じ。

- 医薬品安全性情報管理室(DI室)において更に質の高い医薬品安全性情報等の管理の評価の新設

(薬剤管理指導料の初回算定時)

### ① 新 医薬品安全性情報等管理体制加算 50点

[施設基準]

DI室における副作用情報等の管理、副作用発生時の関連情報の提供体制、病棟薬剤師とDI室薬剤師の情報共有、医薬品業務手順書の作成

# 医療安全対策の推進について②

## 感染防止対策の充実

- 感染症の専門的な知識を有する医療関係職種から構成されるチームによる抗生剤の適正使用の指導・管理等の取組の評価



### ① 新 感染防止対策加算 100点

1回／週程度の病棟回診、院内感染状況の把握、抗生剤の適正使用、職員の感染防止等を行う。

#### [施設基準]

- ① 医療安全対策加算1の届出を行っている。
- ②
  - ・感染症対策に3年以上の経験を有する常勤の医師
  - ・5年以上感染管理に係る経験を有し、6か月以上の研修を修了した看護師
  - ・3年以上の病院勤務経験をもつ専任の薬剤師
  - ・3年以上の病院勤務経験をもつ専任の臨床検査技師
- ③ 抗MRSA薬及び広域スペクトラムの抗生剤について届出制又は許可制をとっていること。 等

} うち 1名専従  
1名専任

# 質が高く効率的な急性期入院医療の推進(DPC)

## 診療報酬改定の反映

- 入院基本料の早期の加算の引き上げ等、急性期医療の更なる評価については、DPCにおいても、診断群分類点数表、医療機関別係数に反映

## DPCにおける調整係数の段階的廃止・新たな機能評価係数の導入

- 調整係数による“上積み相当部分”のうち、**25%を新たな機能評価係数に置き換え**
- 以下の項目を新たな機能評価係数として導入  
**データ提出指数、効率性指数、複雑性指数、カバー率指数、地域医療指数、救急医療係数**

## 診断群分類点数表の設定方法の見直し

- 診断群分類分岐のさらなる精緻化
- 点数設定の階段見直し(2種類→3種類)
- DPCにおける包括範囲の見直し

# 検体検査評価の充実について

## 検体検査評価の充実について

各種検体検査は診断や治療に必須のものであり、良質かつ適切な医療を提供するために、その質の確保及び迅速化は重要な課題である。このため、検体検査の質の確保や迅速化について重点的な評価を行う。

① 特定機能病院等の大規模病院においては、高度な医療の提供が求められている。こうした検査の質を確保する観点から、臨床検査技師10名以上を擁する充実した体制で検体検査を実施する場合の評価を新設する。

① 新 検体検査管理加算(Ⅳ) 500点

② 外来迅速検体検査加算の評価を引き上げる。

外来迅速検体検査加算

5点/件(最大5件まで) → 10点/件(最大5件まで)



# 安全な麻酔体制の評価

## 麻酔管理料(Ⅱ)の新設

- **複数の麻酔科標榜医による麻酔安全管理体制**の評価  
特定機能病院等の大規模な病院における、複数の麻酔科標榜医により麻酔の安全体制が整えられている医療機関において質の高い麻酔が提供されることを評価する。

### 麻酔管理料(Ⅱ)

<u>1</u>	<u>硬膜外麻酔又は脊椎麻酔</u>	<u>100点(1人につき)</u>
<u>2</u>	<u>全身麻酔</u>	<u>300点(1人につき)</u>

#### [算定要件]

常勤の麻酔科標榜医の監督下に、麻酔前後の診察及び麻酔手技が行われた場合に算定する。

#### [施設基準]

5人以上の常勤の麻酔科標榜医により麻酔の安全管理体制が確保されていること。

# 療養病棟入院基本料の見直し

## 療養病棟入院基本料の再編成

### ➤ 評価区分の見直しと適正化

(単位:点)

#### 【現行】

【算定要件】25:1配置

ただし医療区分2・3が8割以上の場合は20:1配置が必要

	医療区分 1	医療区分 2	医療区分 3
ADL 区分3	885	1,320	1,709
ADL 区分2	750		
ADL 区分1		1,198	



#### 【改定後】

#### 療養病棟入院基本料 1

【算定要件】20:1配置(医療区分2・3が8割以上)

	医療区分 1	医療区分 2	医療区分 3
ADL 区分3	934	1,369	1,758
ADL 区分2	887	1,342	1,705
ADL 区分1	785	1,191	1,424

#### 療養病棟入院基本料 2

【算定要件】25:1配置

	医療区分 1	医療区分 2	医療区分 3
ADL 区分3	871	1,306	1,695
ADL 区分2	824	1,279	1,642
ADL 区分1	722	1,128	1,361

### ➤ 日々の患者の状態像や提供されている医療サービスに関するデータ提出を療養病棟入院基本料の要件として追加

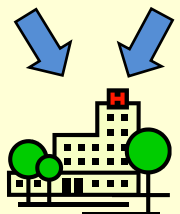
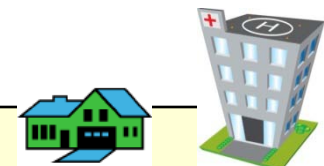
## 初期加算の創設

### ➤ 後方病床機能の評価



### 救急・在宅等支援療養病床初期加算 150点(14日まで)

急性期医療を担う病院の一般病床、老健、特養及び自宅等からの転入院患者を療養病床で受け入れた場合に算定。



# 疾患別リハビリテーションの評価の充実①

## 脳血管疾患等リハビリテーション料の引き上げと評価体系の見直し

脳卒中等におけるリハビリテーションの重要性に鑑み、脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅰ)(Ⅱ)の評価を引き上げる。また、廃用症候群に対するリハビリテーションについて、その疾患特性に応じた評価を行う。

### 現行

脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ) 235点

脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ) 190点

脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ) 100点



### 改定後

脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)  
 廃用症候群以外の場合 245点  
 廃用症候群の場合 235点

脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)  
 廃用症候群以外の場合 200点  
 廃用症候群の場合 190点

脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)  
 廃用症候群以外の場合 100点  
 廃用症候群の場合 100点

# 疾患別リハビリテーションの評価の充実②

## 運動器リハビリテーションの評価

大腿骨頸部骨折の手術後等における運動器リハビリテーションについては、発症あるいは術後早期からの集中的なリハビリテーションが重要であることから、より充実した人員配置を評価した新たな区分を新設する。

### ⑧ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

175点（1単位につき）

#### [算定要件]

入院中の患者に対し、急性期のリハビリテーションを個別に20分以上提供した場合に算定する。

#### [施設基準]

- (1) 当該保険医療機関において、運動器リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師が1名以上勤務していること。
- (2) 専従の常勤理学療法士又は専従の常勤作業療法士が合わせて4名以上勤務していること。

# 疾患別リハビリテーションの評価の充実③

## 心大血管疾患リハビリテーションの評価

心大血管疾患リハビリテーションについては、その実施により虚血性心疾患をはじめとする心疾患患者の長期予後を改善することが示されているが、その実施が可能な施設が全国で418施設と少ないことから、施設基準の見直しを行う。

### [施設基準の変更点]

1. 心大血管疾患リハビリテーション(Ⅰ)の施設基準において、常時、勤務することとされていた循環器科又は心臓血管外科の医師を、**心臓血管疾患リハビリテーションを実施している時間帯においては常時勤務**することとした。
2. 心大血管疾患リハビリテーションに専従する理学療法士又は看護師について、**心大血管疾患リハビリテーションを行わない時間帯において他の疾患別リハビリテーション等に従事可能**とした。
3. 心大血管疾患リハビリテーションに専用の機能訓練室について、**それぞれの施設基準を満たせば、他の疾患別リハビリテーションに専用の機能訓練室と同一の部屋とすることを可能**とした。

## 疾患別リハビリテーションの評価の充実④

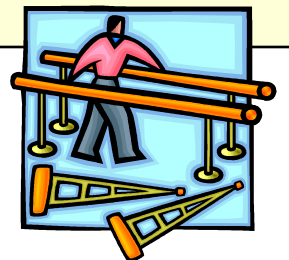
### 発症早期からのリハビリテーションの充実

発症早期からのリハビリテーションの充実を図るため、疾患別リハビリテーションの早期リハビリテーション加算を引き上げる。

**早期リハビリテーション加算30点→45点(1単位につき)**

### 発症早期からのリハビリテーションの充実

維持期のリハビリテーションについては、平成21年度介護報酬改定において充実が図られたが、その実施状況に鑑み、今回の診療報酬改定においては、介護サービスとしてのリハビリテーションを提供することが適切と考えられる患者に対して介護サービスに係る情報を提供することを要件として、**維持期における月13単位までのリハビリテーションの提供を継続する。**



# 疾患別リハビリテーションの点数と人員配置(改定後)

		心大血管	脳血管疾患等	運動器	呼吸器
PT/OT等のスタッフ	10名		(Ⅰ)245点 (235点※)		
	4名		(Ⅱ)200点 (190点※)	新(Ⅰ) 175点*	
	2名	(Ⅰ)200点		新(Ⅱ) 165点	(Ⅰ)170点
	1名		(Ⅲ)100点	新(Ⅲ) 80点	(Ⅱ)80点
	常勤でない従事 者1名	(Ⅱ)100点			
算定日数上限		150日	180日	150日	90日

※ 廃用症候群の患者に行った場合 \* 入院中の患者に限る

# 回復期等における充実したリハビリテーションの評価①

## 回復期リハビリテーション病棟入院料の見直し

- 回復期リハビリテーション病棟について、リハビリテーションを集中的提供する観点から、1日に提供すべきリハビリテーションの単位数の基準を設ける。
- また、回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定する病棟においては実際には多くの重症患者を受け入れていることから、その割合の基準を引き上げる。

### 回復期リハビリテーション病棟入院料1

1,690点→1,720点(1日につき)

#### [施設基準]

- 回復期リハビリテーションを要する状態の患者に対し、1人1日あたり2単位以上のリハビリテーションが行われていること
- 重症患者の割合 **1割5分 → 2割**

### 回復期リハビリテーション病棟入院料2

1,595点→1,600点(1日につき)

#### [施設基準]

- 回復期リハビリテーションを要する状態の患者に対し、1人1日あたり2単位以上のリハビリテーションが行われていること



# 回復期等における充実したリハビリテーションの評価②

## 回復期リハビリテーション病棟におけるより充実したリハビリテーションを提供する体制の評価

より充実したリハビリテーションを提供する観点から、土日を含めいつでもリハビリテーションを提供できる体制をとる病棟の評価を設ける。

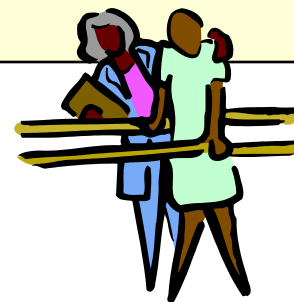
### 休日リハビリテーション提供体制加算 60点(1日につき)

特に集中的にリハビリテーションを行う病棟に対する評価を新設する。

### リハビリテーション充実加算 40点(1日につき)

[算定要件]

回復期リハビリテーションを要する状態の患者に対し、1人1日あたり6単位以上のリハビリテーションが行われていること



# 回復期等における充実したリハビリテーションの評価③

## 亜急性期病棟におけるリハビリテーションの評価

- 亜急性期病棟において、急性期後の患者や急性増悪した在宅患者を受け入れ、密度の高い医療を行うとともに、**急性期後のリハビリテーションを提供していることの評価**を新設する。
- 当該加算を算定している患者については、**疾患別リハビリテーション料の算定日数の上限の除外対象者とする。**

### リハビリテーション提供体制加算 50点(1日につき)

[算定要件]

リハビリテーションを必要とする患者に対し、週平均 16単位以上の疾患別リハビリテーションが提供されていること。

- 合併症を有するリハビリテーションを必要とする患者を多く受け入れている場合や、他の急性期の入院医療を担う医療機関からの受け入れが多い場合については、病床数の要件を緩和する。

＜亜急性期入院医療管理料1＞

(病床数) 一般病床数の1割以下 → 一般病床数の**3割(最大60床)**まで拡大

※ 回復期リハビリテーションを要する状態の患者で合併症を有する患者の受け入れ割合が1割以上である場合

＜亜急性期入院医療管理料2＞

(病床数) 一般病床数の3割以下 → 一般病床数の**5割**まで拡大

※急性期を経過した患者のうち、他の保険医療機関から転院してきた患者の割合が1割以上である場合

# 在宅医療の評価について①

## 訪問診療の評価

- 症状が増悪した緊急時の対応など、患者の求めに応じ居宅に赴いて診療を行う往診料の評価の引き上げ

往診料 650点 → 720点

- 小児に対する在宅医療の評価の新設

⑧ 在宅患者訪問診療料 乳幼児加算 200点

⑧ 退院前在宅療養指導管理料 乳幼児加算 200点

- 在宅において手厚いターミナルケアが提供された場合は、在宅以外で死亡した場合であっても、在宅ターミナルケア加算を算定可能とする。

## 在宅医療の評価について②

### 在宅移行を支える医療機関の評価

- 365日、24時間体制で地域の在宅医療を支える病院の評価

#### 在宅療養支援病院の拡大

半径4キロメートル以内に診療所が存在しないもの

→ 半径4キロメートル以内に診療所が存在しない又は200床未満の病院

- 入院医療から在宅医療への移行を推進するため、在宅医療に移行した患者の早期の医学管理を評価

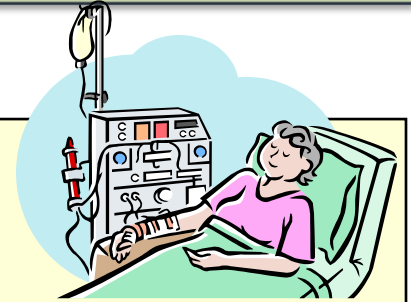
在宅時医学総合管理料及び特定施設等入居時医学総合管理料

⑨ 在宅移行早期加算 100点

- 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院から紹介を受けた他医療機関の医師が、在宅療養指導管理を行った場合、初月に限り在宅療養指導料の算定をできることとする。(一部在宅療養指導料を除く。)

# 在宅医療の評価について③

## 在宅における専門医療の評価



- 在宅血液透析について、在宅で安全管理体制等の確保が必要なことから評価の引き上げを行う。

**在宅血液透析指導管理料 3,800点 → 8,000点**

**透析液供給装置加算 8,000点 → 10,000点**

- ・ 血液透析を行う時間帯において、緊急連絡に対応できる体制を有すること。
- ・ 関係学会等のマニュアルを参考に在宅血液透析を行うこと。
- **在宅血液透析又は在宅腹膜透析を行う患者について、症状増悪や透析効率の低下等に伴う医療機関における透析(人工腎臓又は腹膜灌流)を週1回まで算定可能とする。**
- 頻回の皮膚処置が必要な患者について、在宅における医療材料の選択等の指導管理を新設

**(新) 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料 500点**

表皮水疱症患者で、在宅で頻回の皮膚処置が必要な患者に対して算定する。<sup>100</sup>

# 訪問看護の推進について①

## 患者のニーズに応じた訪問看護の推進①

➤ 同月に訪問看護療養費を算定できる**訪問看護ステーション数の制限の緩和**

①**末期の悪性腫瘍等の利用者**で、訪問看護が**毎日必要**な利用者  
2カ所→**3カ所**

②**特別訪問看護指示書の指示期間中**に週4日以上**の訪問看護**が必要利用者

1カ所→**2カ所**

## 患者のニーズに応じた訪問看護の推進②

➤ **安全管理体制の整備**を要件とし**訪問看護管理療養費の引上げ**

訪問看護管理療養費(初日)	7,050円	→	7,300円
(2日目～12日目まで)	2,900円	→	2,950円

安全管理体制:

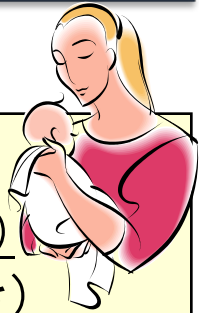
- ① 安全管理に関する基本的な考え方、事故発生時の対応方法等が文書化されている。
- ② 訪問先で発生した事故、インシデント等が報告され、その分析を通じた改善策が実施される体制が整備されているなど

## 訪問看護の推進について②

### 乳幼児等への訪問看護の推進

#### ➤ 乳幼児等への訪問看護の評価

⑨	乳幼児加算(3歳未満)	500円※ <sup>1</sup> / 50点※ <sup>2</sup> (1日につき)
	幼児加算(3歳以上6歳未満)	500円※ <sup>1</sup> / 50点※ <sup>2</sup> (1日につき)



### 訪問看護におけるターミナルケアに係る評価の見直し

- 在宅患者の看取りについて、様々な不安や病状の急激な変化等に対し、頻回な電話での対応や訪問看護を実施し、**ターミナルケア**を行っている場合には、在宅等での死亡にかかわらず、**医療機関に搬送され24時間以内に死亡した場合**においても評価

訪問看護ターミナルケア療養費※<sup>1</sup> / ターミナルケア加算※<sup>2</sup>

### 患者の状態に応じた訪問看護の充実

- **重度の褥瘡(真皮を越える褥瘡の状態)**のある者を重症者管理加算※<sup>1</sup> / 在宅移行管理加算※<sup>2</sup>の対象として追加

※<sup>1</sup>訪問看護療養費、※<sup>2</sup>在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料

# 訪問看護の推進について③

## 患者の状態に応じた訪問看護の充実

➤ 末期の悪性腫瘍等の対象となる利用者<sup>(注)</sup>に対し、看護師等が同時に複数の看護師等と行う訪問看護の評価

⑧ 複数名訪問看護加算(週1回)

(看護師等の場合) 4,300円<sup>※1</sup> / 430点<sup>※2</sup>

(准看護師の場合) 3,800円<sup>※1</sup> / 380点<sup>※2</sup>

(注)対象となる利用者

- ① 末期の悪性腫瘍等の者
- ② 特別訪問看護指示期間中であって、訪問看護を受けている者
- ③ 特別な管理を必要とする者
- ④ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者

※1訪問看護療養費、※2在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料



# 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の更なる使用促進

## 医療機関における取組の評価

- 医療機関における後発医薬品の使用を進めるため、後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価した上で、薬材料を包括外で算定している入院患者に対して、後発医薬品の使用促進する体制の評価の新設。

### ⑨ 後発医薬品使用体制加算 30点（入院初日）

#### 〔施設基準〕

- ① 採用品目数の割合が20%以上であること
- ② 後発医薬品の品質、安全性等の情報を収集評価し、その結果を踏まえて院内の薬事委員会等で後発医薬品の採用を決定する体制を整えていること。



# 検体検査実施料について

## 検体検査実施料の適正化について

検体検査の実施料については、診療報酬改定時に衛生検査所等調査による実勢価格に基づいてその見直しを実施してきたところであり、これまでと同様の見直しを行った。

例) 末梢一般血液検査	22点	→	21点
AST・アイソザイム	50点	→	49点
ビタミンB1	290点	→	270点

## 医療技術評価分科会を踏まえた引き上げ

医療技術評価分科会での議論を踏まえ、微生物学的検査等の実施料等について、評価を引き上げる。

例) 染色体検査	2,000点	→	2,600点
抗酸菌分離培養検査1	150点	→	200点
骨髓像	500点	→	880点

# エックス線撮影料

## デジタル撮影の新設

- デジタル撮影はアナログ撮影と比較して多くの利点を有している。平成21年末をもってデジタル映像化処理加算が廃止されることを踏まえ、デジタル撮影料を新設し、アナログ撮影と区別する。

### E002 撮影

現行	
1 単純撮影	65点
2 特殊撮影	264点
3 造影剤使用撮影	148点
4 乳房撮影	196点



改定後		
1 単純撮影	イ アナログ撮影	60点
	ロ デジタル撮影	68点
2 特殊撮影	イ アナログ撮影	260点
	ロ デジタル撮影	270点
3 造影剤使用撮影	イ アナログ撮影	144点
	ロ デジタル撮影	154点
4 乳房撮影	イ アナログ撮影	192点
	ロ デジタル撮影	202点

### 電子画像管理加算

現行	
1 単純撮影	60点
2 特殊撮影	64点
3 造影剤使用撮影	72点
4 乳房撮影	60点



改定後	
1 単純撮影	57点
2 特殊撮影	58点
3 造影剤使用撮影	66点
4 乳房撮影	54点

※ デジタル映像化処理加算は廃止

# コンピューター断層撮影診断料の見直し

## 評価体系の見直し

CT及びMRIについて、新たな機器の開発や新たな撮影法の登場などの技術の進歩が著しい等の観点から、画像撮影の評価を見直す。また、CT及びMRIの2回目以降の撮影料について、実態を踏まえた見直しを行う。

### E200 コンピューター断層撮影(CT撮影)

現行	
1 CT撮影	
イ マルチスライス型の機器による場合	850点
ロ イ以外の場合	660点



改定後	
1 CT撮影	
イ 16列以上のマルチスライス型の機器による場合	900点
ロ 16列未満のマルチスライス型の機器による場合	820点
ハ イ、ロ以外の場合	600点

### E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)

現行	
1 1.5テスラ以上の機器による場合	1,300点
2 1以外の場合	1,080点



改定後	
1 1.5テスラ以上の機器による場合	1,330点
2 1以外の場合	1,000点

通則2 (中略) 当該月の2回目以降の断層撮影については、所定点数にかかわらず、一連につき650点を算定する。



通則2 (中略) 当該月の2回目以降の断層撮影については、一連につき所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

# 効率化余地があると思われる領域を適正化する視点

## 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術等の評価の見直し

内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術と内視鏡的大腸ポリープ切除術について、腫瘍の良悪性に基づく従来の評価から、ポリープの大きさ又は切除範囲による区分に変更する。

### 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術及び内視鏡的大腸ポリープ切除術

早期悪性腫瘍粘膜切除術	6,740点	→	長径2cm以上	7,000点
その他のポリープ・粘膜切除術	5,360点	→	長径2cm未満	5,000点

また、内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術又は内視鏡的大腸ポリープ切除術に止血術を伴った場合の取り扱いを明確化する。

### 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術及び内視鏡的大腸ポリープ切除術

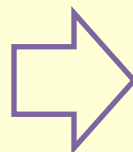
[算定要件]

内視鏡的止血術を併施した場合における当該療法に係る費用は、所定点数に含まれる。

# 医療機器の価格等に基づく検査及び処置の適正化①

## 眼科学的検査

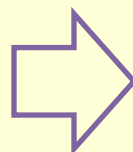
現行	
屈折検査	74点
矯正視力検査	
1 眼鏡処方せんの交付を行う場合	74点
2 1以外の場合	74点
精密眼圧測定	85点
角膜曲率半径計測	89点



改定後	
屈折検査	69点
矯正視力検査	
1 眼鏡処方せんの交付を行う場合	69点
2 1以外の場合	69点
精密眼圧測定	82点
角膜曲率半径計測	84点

## 聴力検査

現行	
自覚的聴力検査	
1 標準純音聴力検査、自記オージオメーターによる聴力検査	400点
2 標準語音聴力検査、ことばのききとり検査	400点

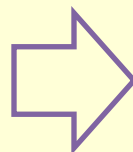


改定後	
自覚的聴力検査	
1 標準純音聴力検査、自記オージオメーターによる聴力検査	350点
2 標準語音聴力検査、ことばのききとり検査	350点

# 医療機器の価格等に基づく検査及び処置の適正化②

## 皮膚科処置

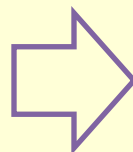
現行	
いぼ焼灼法	
3箇所以下	220点
4箇所以上	270点
いぼ冷凍凝固法	
3箇所以下	220点
4箇所以上	270点



改定後	
いぼ焼灼法	
3箇所以下	210点
4箇所以上	260点
いぼ冷凍凝固法	
3箇所以下	210点
4箇所以上	260点

## 内視鏡検査

現行	
嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入 口部ファイバースコープ (部位を問わず一連につ き)	620点
喉頭ファイバースコープ	620点



現行	
嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入 口部ファイバースコープ (部位を問わず一連につ き)	600点
喉頭ファイバースコープ	600点

# 検査

## 幼児加算の新設

3歳未満の小児に係る生体検査に加え、3歳以上6歳未満の小児についても**幼児加算**の対象とした(学会からの提案に基づき、対象範囲は限定した)。

【現行】

新生児	60/100加算
3歳未満	30/100加算
3歳以上6歳未満	加算なし



【改定後】

新生児	60/100加算
3歳未満	30/100加算
3歳以上6歳未満 (D200-D242に限る。)	<b>15/100加算</b>

## 検体検査名称の見直し

診療報酬上の検体検査の名称については、医療の高度化に伴って一部古い名称となっているものがあり、整理を行った。

例)

グルタミン・ピルビク・トランスアミナーゼ(GPT)

→ アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)

前立腺酸フォスファターゼ精密測定

→ 前立腺酸ホスファターゼ抗原

前立腺酸フォスファターゼ

→ 前立腺酸ホスファターゼ

甲状腺自己抗体検査 → サイロイドテスト、マイクロゾームテスト(2つに分割)

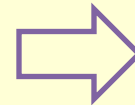


# 後期高齢者医療の診療報酬について①

## 後期高齢者診療料関連の点数の廃止

後期高齢者診療料等は、重複疾患を有しやすい等の後期高齢者の特性に配慮し、心身全体の管理を行う担当医の評価を行ったものであったが、こうした取組は高齢者に限って行われるべきものでないことから、廃止する。

後期高齢者診療料	600点（1月につき）
後期高齢者外来患者緊急入院診療加算	500点（入院初日）
後期高齢者外来継続指導料	200点（退院後最初の診療日）



**廃止**

併せて、本点数と機能が重複している生活習慣病管理料について、年齢要件を廃止し、全年齢を対象とする。

## 後期高齢者終末期相談支援料関連の点数の廃止

終末期に関する医療従事者との話し合いについては国民からも望まれているものの、それを診療報酬上評価することについては国民的合意が得られていない。こうした検証結果を踏まえ、現在凍結されている後期高齢者終末期相談支援料を廃止する。

**後期高齢者終末期相談支援料 200点**  **廃止**

# 後期高齢者医療の診療報酬について②

## その他の後期高齢者関連点数について

### 1 原則として全年齢に対象を拡大

○後期高齢者特定入院基本料 → 特定入院基本料

○薬剤情報提供料

後期高齢者手帳記載加算 5点 → 手帳記載加算 3点

○後期高齢者退院時薬剤情報提供料 100点

→ 退院時薬剤情報管理指導料 90点

○後期高齢者処置 12点

→ 長期療養患者褥瘡等処置 24点

○後期高齢者精神病棟等処置料 15点

→ 精神病棟等長期療養患者褥瘡等処置 30点

### 2 その他の項目

○後期高齢者診療所医療管理料、後期高齢者退院時栄養・食事管理指導料 → 廃止

○後期高齢者総合評価加算、後期高齢者退院調整加算 → 介護との連携の観点から見直し

# 改定に伴う施設基準の届出の要否について

〔平成22年3月5日現在〕

## 1 施設基準創設により算定するに当たり届出が必要なもの

新たに施設基準が創設されたことにより、平成22年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

### 【 基本診療料 】

- ・地域医療貢献加算
- ・明細書発行体制等加算
- ・障害者歯科医療連携加算
- ・一般病棟看護必要度評価加算
- ・精神病棟入院基本料（13対1入院基本料に限る。）
- ・特定機能病院入院基本料（精神病棟の13対1入院基本料に限る。）
- ・有床診療所一般病床初期加算
- ・医師配置加算1
- ・救急・在宅等支援療養病床初期加算
- ・救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算
- ・医師事務作業補助体制加算（15対1補助体制加算及び20対1補助体制加算に限る。）
- ・急性期看護補助体制加算
- ・強度行動障害入院医療管理加算
- ・重度アルコール依存症入院医療管理加算
- ・摂食障害入院医療管理加算
- ・栄養サポートチーム加算
- ・医療安全対策加算2
- ・感染防止対策加算
- ・慢性期病棟等退院調整加算1
- ・急性期病棟等退院調整加算1
- ・新生児特定集中治療室退院調整加算
- ・救急搬送患者地域連携紹介加算
- ・救急搬送患者地域連携受入加算
- ・呼吸ケアチーム加算
- ・後発医薬品使用体制加算
- ・救命救急入院料3及び4
- ・救命救急入院料注4に掲げる加算
- ・救命救急入院料注7に掲げる小児加算
- ・特定集中治療室管理料2
- ・新生児特定集中治療室管理料2
- ・新生児治療回復室入院医療管理料
- ・小児入院医療管理料2
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料注3に掲げる休日リハビリテーション提供体制加算
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料注4に掲げるリハビリテーション充実加算
- ・亜急性期入院医療管理料注2に掲げるリハビリテーション提供体制加算
- ・認知症治療病棟入院料注2に掲げる退院調整加算

## 【 特掲診療料 】

- ・がん性疼痛緩和指導管理料（研修要件を満たしていない場合には、平成23年3月31日までに改めて届出が必要であること。）
- ・がん患者カウンセリング料
- ・院内トリアージ加算
- ・地域連携夜間・休日診療料
- ・地域連携診療計画退院時指導料(Ⅱ)
- ・がん治療連携計画策定料
- ・がん治療連携指導料
- ・認知症専門診断管理料
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・医薬品安全性情報等管理体制加算
- ・在宅血液透析指導管理料
- ・在宅患者歯科治療総合医療管理料
- ・HPV核酸同定検査
- ・検体検査管理加算(Ⅳ)
- ・埋込型心電図検査
- ・胎児心エコー法
- ・皮下連続式グルコース測定
- ・内服・点滴誘発試験
- ・センチネルリンパ節生検
- ・外傷全身CT加算
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・透析液水質確保加算
- ・一酸化窒素吸入療法
- ・歯科技工加算
- ・手術時歯根面レーザー応用加算
- ・悪性黒色腫センチネルリンパ節加算
- ・治療的角膜切除術（エキシマレーザーによるもの（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。））
- ・乳がんセンチネルリンパ節加算1及び2
- ・経皮的動脈遮断術
- ・ダメージコントロール手術
- ・腹腔鏡下肝切除術
- ・膀胱水圧拡張術
- ・麻酔管理料（Ⅱ）
- ・画像誘導放射線治療（IGRT）
- ・テレパソロジーによる術中迅速細胞診

## 2 届出直しが必要となるもの

施設基準の改正により、平成22年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、平成22年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

## 【 基本診療料 】

- ・精神病棟入院基本料（10対1入院基本料に限り、平成22年10月1日以降に限る。）
- ・特定機能病院入院基本料（精神病棟の7対1及び10対1入院基本料に限り、平成22年10月1日以降に限る。）

- ・有床診療所入院基本料 1、2 及び 3
- ・緩和ケア診療加算（平成23年4月1日以降に限る。）
- ・救命救急入院料注3に掲げる加算
- ・小児入院医療管理料 1（平成22年10月1日以降に限る。）
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料 1 及び 2（平成22年10月1日以降に限る。）
- ・緩和ケア病棟入院料（平成23年4月1日以降に限る。）
- ・地域歯科診療支援病院歯科初診料

**【 特掲診療料 】**

- ・後発医薬品調剤体制加算 1、2 及び 3

**3 名称変更されたが、届出直しは必要でないもの**

診療報酬の算定項目の名称が変更されたが、平成22年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出は必要でないもの

**【 基本診療料 】**

改定前名称		改定後名称
医療区分3及び医療区分2の患者の合計が8割以上の療養病棟入院基本料	→	療養病棟入院基本料 1
医療区分3及び医療区分2の患者の合計が8割未満の療養病棟入院基本料	→	療養病棟入院基本料 2
医師配置加算	→	医師配置加算 2
看護配置加算 2	→	看護配置加算 1
看護配置加算 1	→	看護配置加算 2
夜間看護配置加算 2	→	夜間看護配置加算 1
夜間看護配置加算 1	→	夜間看護配置加算 2
入院時医学管理加算	→	総合入院体制加算
退院調整加算	→	慢性期病棟等退院調整加算 2
後期高齢者総合評価加算	→	総合評価加算
後期高齢者退院調整加算	→	急性期病棟等退院調整加算 2
特定集中治療室管理料	→	特定集中治療室管理料 1
新生児特定集中治療室管理料	→	新生児特定集中治療室管理料 1
小児入院医療管理料 2、3、4	→	小児入院医療管理料 3、4、5
認知症病棟入院料 1、2	→	認知症治療病棟入院料 1、2

**【 特掲診療料 】**

改定前名称		改定後名称
地域連携診療計画退院時指導料	→	地域連携診療計画退院時指導料 (I)
運動器リハビリテーション料 (I)、(II)	→	運動器リハビリテーション料 (II)、(III)
麻酔管理料	→	麻酔管理料 (I)
補綴物維持管理料	→	クラウン・ブリッジ維持管理料

# 保険医療機関・保険薬局の皆様へ〔届出に関するお願い〕

診療報酬改定に伴う施設基準等の届出については、大量に、かつ集中して行われることから、保険医療機関・保険薬局の皆様のご協力が是非とも必要です。近畿厚生局からお伝えしたい事項を次のとおりとりまとめましたので、よろしくごお願い申し上げます。

## 1 施設基準等の届出先（近畿厚生局各事務所）

府県名	届出先	事務所等の所在地	TEL	FAX
福井	近畿厚生局 福井事務所	〒910-0005 福井市大手2-7-15 明治安田生命福井ビル2F	0776-25-5373	0776-25-5375
滋賀	近畿厚生局 滋賀事務所	〒520-0056 大津市末広町1-1 日本生命大津ビル4F	077-526-8114	077-526-8116
京都	近畿厚生局 京都事務所	〒604-8153 京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691 りそな京都ビル5F	075-256-8681	075-256-8684
大阪	近畿厚生局 指導監査課	〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル8F	06-4791-7316	06-4791-7355
兵庫	近畿厚生局 兵庫事務所	〒650-0023 神戸市中央区栄町通1-2-7 大同生命神戸ビル8F	078-325-8925	078-325-8928
奈良	近畿厚生局 奈良事務所	〒630-8115 奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル2F	0742-25-5520	0742-25-5522
和歌山	近畿厚生局 和歌山事務所	〒640-8153 和歌山市三木町台所町7 三井住友海上和歌山ビル4F	073-421-8311	073-421-8315

## 2 施設基準等の届出方法

- ・窓口の混雑緩和のため、施設基準等の届出については「郵送」でお願いします。
- ・また、4月1日から算定を行うための届出は、「4月14日（水）必着」となりますので、ご注意ください。
- ・なお、締切日直前に届出が集中することが予想されますので、可能な限り早期にご提出いただくようお願いします。

## 3 施設基準等の届出内容

- ・届出書及び添付書類の様式は、厚生労働省ホームページに掲載しています。  
また、近畿厚生局ホームページにも別途掲載を行う予定です。

厚生労働省ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/>

近畿厚生局ホームページ：<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/index.html>

- ・提出前にもう一度施設基準通知等を参照し、内容に漏れや誤りがないか十分確認をしてください。

### ★チェックリスト★

- 「届出書」を添付していますか。  
※「届出書」・・・基本診療料：別添7（4枚組）、特掲診療料：別添2（6枚組）  
「届出書」は、届出を行う施設基準ごとに添付が必要です。
- 「届出書」及び「添付書類」に記載漏れはありませんか。
- 「届出書」に開設者印を押印していますか。
- 施設基準通知等に記載されている必要な「添付書類」が添付されていますか。
- 「届出書」及び「添付書類」を正副2通セットしていますか。

## 4 疑義照会の方法

- ・改定内容に関する疑義照会は、裏面の疑義照会票（※近畿厚生局ホームページにも掲載）にご記入の上、「郵便又はFAX」にて各事務所へお送りください。  
※ 厚生局へのFAX送信が混雑することが予想されますので、郵便による送付にご協力をお願いします。  
※ 電話照会是对應致しかねますので、ご容赦願います。
- ・回答は、個別のご連絡又は近畿厚生局ホームページへの掲載により行います。  
※ ホームページに掲載された回答をご覧いただける環境をお持ちの場合、個別のご連絡は省略いたしますのでご了承ください。
- ・内容によっては、回答に時間を要する場合がありますことをあらかじめご了承ください。

## 5 情報提供

- ・適宜、改定に関する情報を近畿厚生局ホームページに掲載しますので、ご覧ください。

# 平成22年度診療報酬改定関係疑義照会票（兼：送信票）

## ★手順1 【照会元】及び【宛先】について、次の①から⑨にご記入願います。

【 照会元 】		①照会日	月	日	【 宛先 】 ↓○をした近畿厚生局事務所	
② 病院・診療所・薬局名称					⑨ご照会元の所在地の府県に○ →	・福井（福井事務所） FAX：0776-25-5375
③ 保険医療機関・保険薬局コード						・滋賀（滋賀事務所） FAX：077-526-8116
④ ご住所（※府県名から）						・京都（京都事務所） FAX：075-256-8684
⑤ ご担当者氏名						・大阪（指導監査課） FAX：06-4791-7355
⑥ ご連絡先	・電話（	—	—	）		・兵庫（兵庫事務所） FAX：078-325-8928
	・FAX（	—	—	）		・奈良（奈良事務所） FAX：0742-25-5522
⑦ 送付枚数（この紙を含む）	枚	⑧ インターネット閲覧環境 いずれかに○→	有	・無		・和歌山（和歌山事務所） FAX：073-421-8315

※ 照会元において、インターネット閲覧可能な場合、疑義解釈資料の近畿厚生局ホームページへの掲載により個別回答に代えさせていただきますので、ご了承願います。なお、随時ホームページをご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

## ★手順2 ご照会の区分及び項目を、次の①及び②にご記入願います。

① 区 分	医科 ・ 歯科 ・	② 疑義照会項目	算定方法関係 ・ 施設基準届出関係 ・
いずれかに○→	薬局 ・ その他（	いずれかに○→	D P C 関係 ・ その他（

## ★手順3 ご照会される内容を、次の①及び②にご記入願います。

【①照会件名】（点数等の具体的名称について記載願います。【例：A000初診料に係る乳幼児加算の算定について】）

【②具体的な内容】  
（照会される内容について、具体的に記載願います。スペースが不足する場合は別紙（様式自由）に記載していただいたり、添付資料がある場合は必要な資料を添付していただきますようお願いいたします。）

## ★手順4 この照会票を、郵送又はFAX送信票として【宛先】の事務所へご送付願います。

※ 厚生局各事務所へのFAX送信が混雑することが予想されます。お手数ですが、郵便での送付にご協力をお願いします。

【以下厚生局使用欄（記入不要）】

進達日	月	日	医療課 回答日	月	日	医療機関 回答日	月	日	回答方法	電話・HP・その他（	）
備 考											
収 受 印											